

リアパスの理解向上に貢献した。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として所期の目標を達成したものと評価する。

<課題と対応>

開発協力人材の裾野と活躍の機会の更なる拡大のために、PARTNER の利便性向上、関連団体との連携強化を図り、情報発信、登録者・団体の拡大、登録団体による情報発信促進に更に取り組む。

能力強化研修については、多様な援助ニーズに応じた新規コースの設置等を含めた取組を通じて、人材が不足する新たなニーズに対応可能な人材を養成する。

3-4. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

国際協力人材センターの情報発信機能強化として、国際協力キャリアに関する総合情報ウェブサイトである「PARTNER」の情報発信機能の強化を行った。具体的には、PARTNER に復興、地方創生等を含む幅広い求人情報の提供、研修映像の配信を含むコンテンツの強化を行った。また、外務省、地方自治体等、大学との連携等による PARTNER の認知度向上に向けた取組を実施した。結果として、登録者数、新規団体登録数、情報提供件数において各年度計画の目標値を上回る実績を達成した。

援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施については、これまで実施していた研修内容に加え、コンサルタント業界向けの研修、遠隔地・海外居住者向けの動画配信等を通じて、より幅広い層に研修を提供する態勢を整えた。また、インターン制度についても、募集機会の拡大や応募者層のニーズに合わせた制度改善により、インターン数を増加させ、学生の国際協力のキャリアパスの理解向上に貢献した。

以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>

多様化する援助ニーズに応えるための人材養成・確保に向け、PARTNER を通じた情報発信の強化及び援助人材ニーズに合致した新規研修コースの設置等を含めた取組に期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 13	広報
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表 24/25/26/27/28-VI-1 (2012～2016) 経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127 (2012～2016)

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
イベントの参加者数			220,501	297,004	271,032	213,000	491,321
ウェブサイトアクセス数 (日英ページ合計閲覧数: 万)			3,170	4,032	4,262	4,250	4,059
ソーシャルメディア実績(日本語、 外国語合計 Facebook ファン数)			619	6,998	14,409	22,598	28,655
ODA 見える化サイト掲載案件の更新数						新規	1,737
ODA 見える化サイトの案件掲載数 (新規/累計)			704/ 1,508	916/ 2,424	695/ 3,119	330/ 3,449	343/ 3,792
ODA 見える化サイトページ閲覧数			707,053	731,984	924,170	922,349	1,036,825
②主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数(人)			10	10	18(注)	18	18

(注) 2014 年度以降の増は地球ひろばを組織再編により広報室に統合したことによるもの。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼・理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。 中期計画 (i) ODA の現場を伝える広報 (中期目標と同一のため省略) (ii) 「見える化」の徹底(透明性の向上) 成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト(HP)等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。 主な評価指標 指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況 指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況(国際協力に関する一般広報) 指標 13-3 マスメディア等との連携実績(ODA に関する専門広報の取組) 指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

3-2. 業務実績

指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

1. 戦略的な広報の実施

- ・タイムリーで訴求力の高いテーマについて重点的な広報を展開した（各年度）。
 - アフガニスタンに関する東京会合：アフガニスタン支援に関する広報の全体計画を広報室、地域部、研究所、海外拠点、国内拠点が共同で作成し、機構田中理事長（当時）・緒方前理事長（当時）による発信、機構広報誌での特集やテレビ会議によるアフガニスタン事務所との記者勉強会の実施、ウェブサイトでの会議結果の発信やTwitterによる広報媒体への誘導等、計画的かつ戦略的な広報活動を展開した。結果、国内では読売新聞、毎日新聞、NHK「時事公論」等での報道や、現地でもAfghan Times等での報道につながった（2012年度）。
 - TICAD V：機構広報誌、著名人現地派遣、SNS 発信、メディア懇談会等を通じた広報を展開した。結果、TICAD V 会議前後3か月間に728件のアフリカ開発関連報道がなされた（2013年度）。
 - トルコ・ボスポラス海峡横断鉄道開通（円借款）：日本の技術活用に力点を置いて発信した結果、日本国内102件、トルコ国内558件、その他16か国59件の報道につながった（2013年度）。
 - 国際協力60周年：シンポジウム開催、トップ広報、地球ひろば特別展、特集ウェブサイトの開設等でODAの成果を発信した。結果、イベント来場者約8万人、SNS等リーチ約22万人、雑誌等14.6万部の発行に至った（2014年度）。
 - 「第3回国連防災世界会議」：記者勉強会やメディア懇談会等により会議前からメディアへの売り込みや独自媒体を通じた発信を行った。また、東北被災地復興と国際協力の関係性を踏まえた発信を行い、国際協力無関心層にも訴求する広報を実施した。その結果、170件の日本国内新聞報道につながった。また、海外16か国よりメディアを招いた（2014年度）。
 - 戦後70年：8月の終戦記念日に向けた報道の盛り上げの機会を捉え、戦後のODAを通じた国際貢献について、主にメディアを通じた発信・取材対応、トップ広報を積極的に行った。具体的には、読売新聞「ニッポンの貢献 戦後70年」におけるODA連載（5回）、緒方特別フェローの日経新聞インタビュー記事、NHKスペシャルなどを通じた日本の平和貢献の発信、機構理事長（当時）の読売新聞「地球を読む」への寄稿、戦後70年談話の有識者懇談会を通じた戦後の国際貢献に関する発言報道等（2015年度）
 - 協力隊50周年：記者勉強会やメディア懇談会、全国各地でのイベント開催、出身都道府県別派遣者リストの作成・メディアへの配布を通じて成果を発信。2015年1月～12月の協力隊関連の報道実績は、新聞2,046件（対前年度比132%）、テレビ54件（同174%）と大きく増加（2015年度）。
 - TICAD VI：初のTICADアフリカ開催の機を捉えてアフリカ向け広報を強化し、日本国内でも本邦企業や若年層を中心にアフリカ開発への理解と関心を高めるため戦略的な広報を展開した。特にアフリカ向け広報では、海外メディア招へいプログラムの活用や各事務所での創意工夫により、現地メディアによる報道882件につながった。また、国内のアフリカ関心層向け広報でも、メディア懇談会や記者勉強会の開催、メディアとの連携によるウェブサイト連載企画や国内拠点を通じた広報活動の結果、TICAD VI 関連の報道のうち53件で機構について言及された（2016年度）。
 - 伊勢志摩サミット、第10回母子保健会議：UHCや母子手帳に係る事業成果を発信し、特に機構の国際協力専門員に焦点をあてた広報が様々なメディアを通じて継続的に行われた（2016年度）。
 - リオ五輪：記者勉強会やJOCVの情報提供を通じ、南スーダン選手団の出場支援や五輪選手を支援するスポーツ隊員の取組が大きく報道された（2016年度）。
- ・オピニオンリーダーを主たるターゲットとしたメディア懇談会や、国際会議での登壇や基調講演など、理事長等によるトップ広報や事務所長等のマネジメント層による広報を積極的に展開し、機構の取組や方向性を発信した（各年度）。

- 「顔の見える」トップ広報：新理事長就任時の記者会見、ハイレベルの国際会議等での理事長自身によるメッセージの発信、国内外での講演の開催、寄稿等を通じたトップ広報を実施した。結果、理事長出張記事のアクセス数や理事長関連報道の大幅増につながった（2012年度、2015年度）。また、中小企業海外展開支援事業の推進を担当する機構副理事長の地方での発信が、ブロック紙・地方紙での同支援事業に関わる関連報道の増加につながっている（2016年度）。
- 先進国の開発関連機関（計13機関）における在外事務所長による講演や、52か国の在外事務所長による17社46人の記者との面談を行い、事業動向を発信した（2014年度）。また、在外事務所長会議の機会を捉えて、地域ごとの所長レポートとして現場の生の声を直接伝えるセッションを実施した（2015、2016年度）。TICAD VIの機を捉え、アフリカの在外事務所長による民間企業を対象としたアフリカ・セミナーを実施した（2016年度）。
- ・国内拠点や海外拠点において、創意工夫により戦略的な広報を実施した（各年度）。
 - 関西国際センターでメディア懇談会や記者勉強会を実施した（2015年度、2016年度）。
 - 南スーダンでの初代ミス南スーダンや風刺漫画家の広報アドバイザーへの起用、カンボジアでの人気キャラクターを活用したSNSによる広報等を通じ、機構や機構事業に対する認知度向上や、若年層を中心とした事業の意義や取組の効果的な発信につなげた（2016年度）。
- ・PDCAサイクルの導入により広報・対外発信の戦略・機能を強化した。
 - 各部・拠点でアクションプランを作成・実施、部署別年間業務計画での目標設定開始（2012年度）

2. 役職員の広報・対外発信能力の強化

- ・経営層から在外事務所の現地スタッフまで本部・海外拠点・国内拠点の役職員等に対して、階層別の役割や課題に応じた広報研修を定期的実施した（各年度）。特に、経営層の対外発信能力の強化のため、経営層向けのインタビュー対応に関する実践的なセミナー（2014年度）や、国内拠点向けのメディアアプローチ研修（2015年度）、在外事務所長を対象とした危機管理・緊急事態広報研修（2016年度）を新たに開始した。
- ・国内拠点における広報：国内拠点に対しプレスリリースや報道機関へのアプローチ等の実践指導を行い、地元根差した地方メディアの独自記事の報道件数の大幅増につながった（各年度）。
- ・海外拠点における広報：2014年度はケニアにおいて周辺7か国8人の現地職員を対象とした広報研修を実施し、各国でプレスツアーの実施等が実現した。同様に、2015年度はブラジルで周辺7か国15人の現地職員を対象とした広報研修を実施し、参加者が各国でプレスツアーを実施するなどの効果がみられた。プレスツアー実施の手引も作成し、これを周知した（2015年度）。3か国にて周辺18か国25名のナショナルスタッフ等を対象に広報研修を実施した。（2016年度）

指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

1. 世代別アプローチによる戦略的な広報の実施

- ・2013年12月に実施したインターネット調査結果では、20代から30代の若年は開発途上国や国際協力への関心が他年齢層に比べて低いことが判明したため、サッカーワールドカップに関連させるといったコンテンツの工夫や、SNSを活用する等による媒体の工夫による広報を行った。その結果、Facebookのファン数等、若者による機構情報へのアクセスが増加した（2014年度）。ビジネス層向けメディアでのテレビ番組や記事・広告掲載による広報を行った（各年度）。
 - 中小企業等海外展開支援事業やJICA債等の紹介セミナー等を開催した（2012年度）。
 - TICAD：アフリカをテーマに、池上彰氏等を起用した日経BPオンラインでの記事広告やアフリカに

おける企業等の取組を発信した（2012 年度、2013 年度、2016 年度）。

- ASEAN 統合：アジアにおける人材育成やインフラ開発をテーマに、池上彰氏を起用したクロスメディア発信（ビジネス誌記事、日経 BP オンライン連載など）を行い、公開シンポジウムに約 800 人の参加を得たほか、上記オンライン連載は掲載開始後約 3 か月間でページ閲覧数約 8 万 3,000 件という高い反響を得た。また、同テーマのテレビ番組に取材協力した（2015 年度）。
- ビジネス層向け広報効果測定調査：約 85%が ODA の貢献度に肯定的な印象を持っていることが確認された（2014 年度）。

2. 「なんとかしなきゃ！プロジェクト」のサポーターや SNS ファンの拡大

- ・潜在的関心層を主なターゲットとして、「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト）」を通じ、様々な主要テーマについて国際協力の取組や成果発信を行っている（各年度。）
- フェーズ 1（2010 年 7 月～2013 年 7 月）では、東日本大震災の発生を受け、NGO、国際機関、著名人、企業、自治体、機構が連携して国際協力の重要性や取組を広く発信する「プラットフォーム機能」が構築された。
- フェーズ 2（2013 年 7 月～2015 年 9 月）では、引き続きプラットフォーム機能を強化し、各種メディア（ウェブ、ソーシャルメディア等）を活用した共同発信、各種イベントへの共同出展などが実現した。
- フェーズ 3（2015 年 10 月～）では、若者層を重点ターゲットとして設定し、SDGs に対する関心向上や意識啓発を目的とし、SNS やイベントを中心とした広報活動を展開している。
- 一般向け広報イベントとしては、国内の主な国際協力フェスティバル（東京、名古屋、大阪）に参加し、ブース出展や著名人メンバーによるステージ企画を通じ、開発途上国の現状や国際協力の意義などを紹介した。また、NPO や大学との連携の下、若者層向けイベントを強化し、フェアトレードやスタディツアーなど若者や学生の関心が高いテーマを取り上げ、具体的な国際協力のアクションにつなげる契機とした。
- 学生レポーター制度の導入：若年層向け発信強化の一環として導入し、13 人を任命した。著名人海外視察や国内イベント取材し、機構ウェブサイトや広報誌等に記事を掲載した（2016 年度）。
- ウェブサイトのリニューアル（スマホ最適化、ソーシャルハブの導入等）により、若年層ユーザーへのリーチが大きく増加した。（2016 年度）
- 同プロジェクトの Facebook ファン数 31,594 人、Twitter フォロワー数 5436 人、サポーター数 97,924 人に上っている（2017 年 3 月現在）。

3. 各種媒体を通じた発信

- ・国際協力 60 周年等の節目に特設ページを開設するなど、ウェブサイトを活用した広報を行った。また、2012 年度、2015 年度には、幅広いユーザーに使いやすいものとなるようウェブサイトをリニューアルした。加えて、2013 年度には日本語・英語版それぞれにスマートフォン専用サイトを公開し、英語版についてはナローバンドサイトを公開した。
- ・幅広いターゲットに対し、ODA に関する折々で話題のテーマを取り上げ、ODA と機構の取組を月刊広報誌で発信している。一般読者への訴求力を高めるため、2013 年度に広報誌をリニューアルした。
- ・2010 年度に開設した機構公式 Twitter に加え、2012 年度より機構専用の YouTube、Ustream チャンネル、Facebook を開設し、SNS を活用した発信を行っている（各年度）。
- ・機構事業や関係者の取組を幅広くマスメディアに取り上げてもらうため、テレビ・ラジオ番組や雑誌

に対する情報提供を積極的に行い、発信につなげている（各年度）。

4. 認知度、理解度の向上

- ・機構が実施したアンケート調査の結果、機構の認知度は第3期中期計画当初の62%から、2016年度には67%となっている（参考：2013年度は73%。ただし、それぞれのアンケート調査で回答の選択肢が異なるため結果は単純に比較できない）。

指標 13-3 マスメディア等との連携実績（ODAに関する専門広報の取組）

1. 国内主要メディア

- ・論説委員・解説委員と理事長とのメディア懇談会を理事長自らが主催する形式でおおむね年4回実施した。（各年度）
- ・登録記者約1,000人に対するプレスリリースや取材機会に関する情報を配信したほか、記者勉強会を複数回実施し、個別取材のきっかけづくりと記者とのネットワーク強化を図った（記者勉強会開催回数：2012年度8回、2013年度9回、2014年度9回、2015年度11回、2016年度10回）。
- ・掲載記事件数は以下のとおり着実に推移している。

表 13-1 掲載記事の実績

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
機構関連報道実績	12,156件	14,367件	13,957件	15,171件	15,442件

2. 国内地方メディア

- ・国内拠点のメディアネットワークを強化すべく、国内拠点と連携して地方メディアを開発途上国の事業現場に派遣し、地方での報道につなげた（2012年度16社、2013年度13社、2014年度10社、2015年度14社、2016年度16社）。

表 13-2 国内地方メディアによる報道実績

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
全国紙地方版を含む地方紙の報道実績	6,825件	8,524件	8,446件	9,236件	9,706件

3. 海外メディア

- ・上記2.同様、海外拠点でのメディアネットワークの強化のため海外拠点と連携して海外メディアの日本への招へいプログラム（日本国内の視察・取材機会の提供）を実施し、現地テレビ・新聞等の報道につなげた（2012年度：10か国15人、2013年度：9か国13人、2014年度：16か国16人、2015年度：9か国18人、2016年度：14か国14人）。
- ・広域広報会議や在外事務所長会議の機を捉え、海外拠点所長と海外特派員との意見交換を行い、本邦メディアと海外拠点とのネットワークを強化した（各年度）。
 - フランス語圏アフリカの海外拠点の所長がパリにて地域情勢や各国の取組を紹介する勉強会を開催し、在パリの新聞・テレビ局メディア関係者が参加した。その結果、メディア関係者のアフリカ出張時の機構の事業取材・記事掲載（コートジボワール、チュニジア）につながった（2015年度、2016年度）。
- ・現地におけるオピニオンリーダー層との関係構築を重視した取組を行った。
 - オピニオンリーダー層との関係構築の一環としてASEAN各国の現職・元関係者と海外拠点所長の対談を実施し、概要記事をウェブサイトに掲載した（2013年度）。

指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実にに向けた取組状況

- ・掲載済み対象の新規案件及び事後評価実施案件をすべて掲載した（毎年度）。公開済み情報の更新も着実に実施している。また、より分かりやすいウェブサイトとするため項目の整理と改修も行った（2015 年度）。2010 年度の公開開始からの累積掲載案件数は 3,792 案件、2016 年度のページビューは 103 万 PV となっている（2016 年度）。

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、主としてオピニオンリーダーを対象とする ODA に関する「専門広報」と、日本国内の一般市民を対象とする国際協力に関する「一般広報」を両輪とするアプローチを進めた。全ての年度で機構全体の広報戦略に基づく各部署・拠点の広報・対外発信のアクションプランを策定して実施し、本部・海外拠点・国内拠点の職員等の階層別に期待される役割に応じた広報・対外発信能力の強化等に重点的に取り組んだ。

特に、タイムリーで訴求力の高いテーマについては、時宜を逃さず重点的な広報を展開した。具体的な例として、「アフガニスタンに関する東京会合」（2012 年度）、TICAD V（2013 年度）、国際協力 60 周年（2014 年度）、「第 3 回国連防災世界会議」（2014 年度）、戦後 70 年、協力隊 50 周年（2015 年度）、TICAD VI、伊勢志摩サミット、第 10 回母子手帳会議、リオ五輪（2016 年度）等が挙げられる。いずれの広報においても、理事長等によるトップ広報、特別イベントの開催、記者勉強会等の工夫により、新聞・テレビ等での報道実績の増加や、機構の事業成果や意義の専門誌等の掲載につながった。特に、2016 年度の TICAD VI は初の TICAD アフリカ開催の機を捉え、アフリカ向け広報を強化した結果、海外メディア招へいプログラムの活用や在外事務所による創意工夫により、現地メディアによる多くの報道実績につながった。

「専門広報」については、理事長による会見、講演、寄稿等を進めるとともに、国内外出張時や国際会議における登壇を通じた積極的な発信を行い、国内外の機構業務への理解・支持の増進や、民間企業・内外研究者、市民社会・自治体等と機構の連携強化に貢献した。また、理事長主催のメディア懇談会、記者勉強会、プレスリリースや取材機会に関する情報の定期的な配信を通じて、記事化の強化に努めた。これらの結果、マスメディアにおける機構関連報道は、2012 年度の 12,156 件から 2016 年度は 15,442 件に増加、「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事は、2012 年度の 5,594 件から 2016 年度は 8,986 件（2016 年 8 月にダッカ襲撃テロ事件関連の報道を除いても約 7,600 件）に増加しており、内容も全般的に肯定的な内容が多い。関西でも 2015 年よりメディア懇談会や記者勉強会を開始し、地域金融機関との覚書締結等の機を捉えて効果的な発信につながった。さらに、国内拠点向けのメディアアプローチ研修等、国内拠点からの発信強化を行った結果、地方紙での記事件数の堅調な伸びにつながった（2012 年度の 6,825 件から 2016 年度は 9,706 件に増加）。

「一般広報」については、「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト）」を中心に、NGO や国際機関、民間企業とも連携しながら、著名人派遣や SNS 等を活用して、幅広い層に国際協力の多様なプレーヤーの活動を伝える広報を推進した。特に、2016 年のウェブサイトのリニューアルや若年層をターゲットとしたイベント等を通じて、若年層を中心にウェブサイト訪問数やイベント参加者数が大きく増加した。また、2013 年度からはインターネット調査結果を踏まえ、開発途上国や国際協力への関心が他年齢層に比べ低い若者層や、機構の認知度や国際協力への関心が相対的に低いビジネス層等を対象に、各世代の関心や利用媒体に合わせた戦略的な広報を展開した。その結果、機構の認知度は第 3 期中期目標期間当初の 62% から 2016 年度には 67% となるなど、着実な認知度、理解度の向上につながっている。ウェブサイト（日本語・英語）のページ閲覧数は 2012 年度の

3,170 万から 2016 年度の 4,059 万に増加し、Facebook ファン数（日本語・英語の合計）も 2012 年度の 619 人から 2016 年度の 28,655 人と大幅に増加している。

また、国際協力の意義を市民に分かりやすく伝える「ODA 見える化サイト」については、過去の案件の掲載が完了し、毎年度の新規案件及び事後評価実施案件も全て掲載した。2012 年度には機構のウェブサイトの改訂に際し、幅広いユーザーに使いやすいものにするとともに、ODA 見える化サイトの新規掲載案件をトップページにて紹介する工夫を加え、機構の活動をより印象的に伝えるように改善した。

以上を踏まえ、全体として中期目標の所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

<課題と対応>

引き続き、幅広い層の関心の度合いに応じた適切な広報と情報伝達を行う。

3-4. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

戦略的発信及び情報発信力の強化に向けた取組について、第3期中期目標期間では、広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、日本国内の一般市民を対象とする国際協力に関する「一般広報」及び主としてオピニオンリーダーを対象とする ODA に関する「専門広報」を両輪とするアプローチを進めた。また、全ての年度で機構全体の広報戦略に基づく各部署・拠点の広報・対外発信のアクションプランを策定、実施し、職員等の職位に応じた広報・対外発信能力の強化等に取り組んだ。特に、「アフガニスタンに関する東京会合」（2012 年）、国際協力 60 周年（2014 年度）、協力隊 50 周年（2015 年）、TICAD VI、リオ五輪（2016 年）等のタイムリーで訴求力の高いテーマについては、時宜を逃さず重点的な広報を展開し、経営層によるトップ広報、特別イベントの開催、記者勉強会等の工夫により、新聞・テレビ等での報道実績の増加や、機構の事業成果や意義の専門誌等での掲載につながったことは、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進することに貢献する重要な取組として評価される。特に TICAD VI では、アフリカ向け広報を強化した結果、現地メディアによる多くの報道実績にも繋がったことに留意する。

国際協力に関する「一般広報」については、「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト）」を中心に、NGO や国際機関、民間企業とも連携しながら、著名人派遣や SNS 等を活用して、幅広い層に国際協力の多様なプレーヤーの活動を伝える広報を推進した。特に、2016 年のウェブサイトリニューアルや若年層をターゲットとしたイベント等を通じて、若年層を中心にウェブサイト訪問数やイベント参加者数が増加した。また、2013 年度からはインターネット調査結果を踏まえ、開発途上国や国際協力への関心が相対的に低い若者層やビジネス層等を対象に戦略的な広報を展開し、着実な認知度、理解度の向上につながった。さらに、国内拠点向け研修等により国内拠点からの発信強化を行った結果、地方紙での記事数の堅調な伸びにつながった。

ODA に関する「専門広報」の取組については、理事長による会見、講演、寄稿等を進めるとともに、国内外出張時や国際会議における登壇を通じた積極的な発信を行い、国内外の機構業務への理解・支持の増進や、民間企業・内外研究者、市民社会・自治体等と機構の連携強化に貢献した。また、理事長主催のメディア懇談会、記者勉強会、プレスリリースや取材機会に関する情報の定期的な配信を通じて、記事化の強化に努めた。

これらの結果、マスメディアにおける ODA 関連の国内報道記事の実績は、2012 年度の 1 万 2,156 件から 2016 年度は 1 万 5,442 件に増加、「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事は、2012 年度の 5,594 件から 2015 年度は 8,986 件（2016 年のダッカ襲撃テロ事件関連の報道を除いても約 7,600 件）に増加しており、内容も全般的に肯定的な内容が多くなった。また、ウェブサイト（日本語・英語）の閲覧数は 2012 年度の 3,170 万アクセスから 2016 年度の 4,059 万アクセスへ増加し、

Facebook ファン数（日本語・英語の合計）も 2012 年度の 619 人から 2016 年度の 2 万 8,655 人と大幅に増加した。さらに、機構の認知度は第 3 期中期計画当初の 62%から 2016 年度には 67%となり、幅広い層の認知度に着実な向上が見られた。

「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組については、過去の全案件の掲載が完了し、毎年度の新規案件及び事後評価実施案件についても全て掲載した。また、2012 年度には機構のウェブサイトの改訂に際し、幅広いユーザーに使いやすいものにするとともに、ODA 見える化サイトの新規掲載案件をトップページにて紹介する工夫を加え、機構の活動をより印象的に伝えるように改善した。

以上を踏まえ、時宜を得た重点的な広報の展開や、ターゲットを絞ったイベントを含む広報活動の実施、理事長等によるオピニオンリーダーへの専門広報の実施など、戦略的な取組を通じて、量的な成果も確実に上げたことを評価し、加えて年度評価においても 5 年度中 4 年度において A 評価と計画を上回る成果を上げていることから全体として所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>

幅広い層の関心の度合いに応じ、開発協力の意義、事業状況や成果についての理解を促進させる適切な広報と情報伝達を期待する。

<その他事項> （有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 14	技術協力, 有償資金協力, 無償資金協力
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱, 開発協力大綱, 各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表 24/25/26/27/28-VI-1 (2012～2016) 経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127 (2012～2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
技術協力の実績 (億円)			1,678	1,773	1,764	1,917	1,975
インフラ輸出戦略に関連した研修員数					新規	2,289	2,448
円借款の実績: 新規承諾額 (億円)			12,229	9,857	10,138	20,745	14,674
円借款の実績: ディスバース額 (億円)			8,644	7,495	8,273	9,700	8,790
円借款の迅速化 (%) (注)			40.0	68.5	51.1	47.8	56.9
海外投融資の新規承諾実績 (件)			1	1	2	4	6
無償資金協力の実績: 贈与契約締結額 (億円)			1,416	1,158	1,112	1,117	980

(注) 当該年度に借款契約に至った案件のうち、起算点から借款契約までの期間が 9 か月以内の案件の割合。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 (5) 事業実施に向けた取組 (イ) 技術協力, 有償資金協力, 無償資金協力 (i) 技術協力 技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。 (ii) 有償資金協力 有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力(海外投融資)については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。 (iii) 無償資金協力 無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。 ODA の開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。 中期計画 5) 事業実施に向けた取組 (イ) 技術協力, 有償資金協力, 無償資金協力

(i) 技術協力 (一段落目は中期目標と同内容につき省略) 具体的には、 ● 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 (ii) 有償資金協力 (一段落目は中期目標と同内容につき省略) 具体的には、 ● 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 ● 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。 (iii) 無償資金協力 (一段落目は中期目標と同内容につき省略) 具体的には、 ● 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
主な評価指標 指標 14-1 技術協力事業の実績 指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況 指標 14-3 円借款事業の実績 指標 14-4 円借款の迅速化 指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況 指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況 指標 14-7 無償資金協力事業の実績 指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

3-2. 業務実績

指標 14-1 技術協力事業の実績

- ・2012 年度から 2016 年度には、日本政府の成長戦略、人間の安全保障の推進及び国際社会の平和と安全等への貢献といった政策や開発途上国地域のニーズ等を踏まえ、官民一体によるダイナミックな成長が期待されるアフリカや「質の高い成長」を目指すアジア地域を重点とし、9,107 億円の技術協力事業を実施した（アジア地域：37.2%、アフリカ地域：22.2%）（図 14-1）。

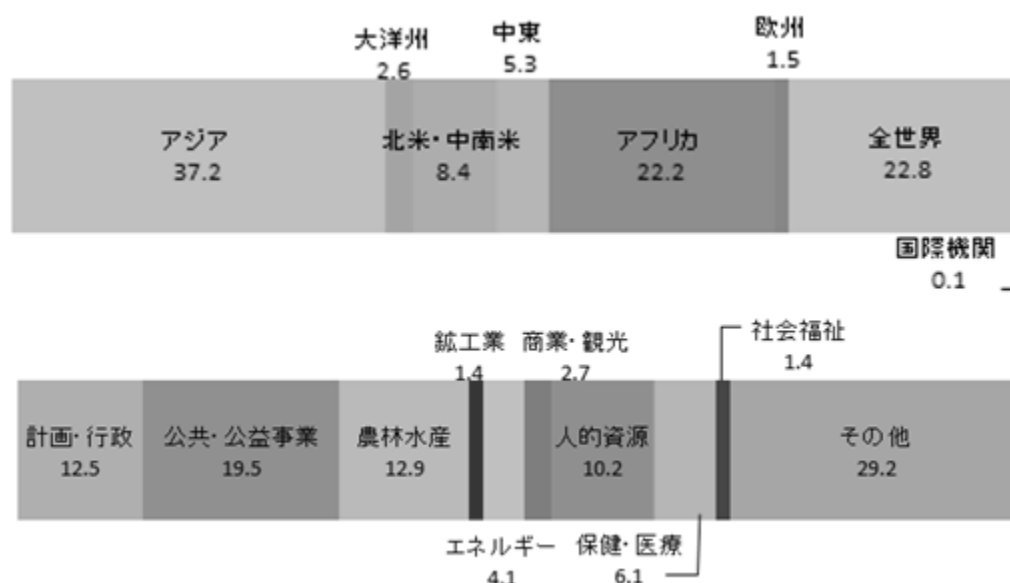
分野別では、公共・公益事業（19.5%）、農林水産（12.9%）、計画・行政（12.5%）、人的資源（10.2%）を中心に実施した（図 14-1）。特に 5 年間に 1,000 人のアフリカの若者に対する日本での修士課程と企業インターンシップを提供する「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」（ABE イニシアティブ）等を中心に、開発途上国の基幹人材の育成にも積極的に取り組んだことを反映し、人的資源分野の割合が大きく増加した（2013 年度：9.0%、2014 年度：9.7%、2015 年度：11.1%、2016 年度：11.6%）（図 14-1）。

指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

1. 事業の戦略性向上のための取組

- ・「持続的な開発のための 2030 アジェンダ」、「開発協力大綱」、「日本再興戦略」、「インフラシステム

輸出戦略」，伊勢志摩サミットやTICAD VI 等における日本政府のコミットメント等の国内外の政策課題に応え，開発効果の高い協力を行うべく，無償資金協力や円借款による事業展開に併せ，技術協力による開発計画策定，人材育成，組織体制強化，制度構築支援等を組み合わせた多様な協力を行った（具体的な成果は項目 1～4 等で記載：2014 年度～2016 年度）。



（注）四捨五入の関係上，各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-1 地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

- ・政策を踏まえた新規事業の制度設計・整備や事業実施に向けた体制の検討を進めた。
 - 外務省予算による受託調査事業の契約関係事務支援業務の受託，民間提案型普及・実証事業の制度設計（2012 年度）
 - 民間企業の優れた製品や技術を活用すべく「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」の制度設計と事業の実施（2013 年度）
 - コストシェア技術協力の制度の拡充と本格実施に向けた制度設計（2013 年度，2014 年度）及び案件形成・実施の促進（バーレーン，ブルネイ，サウジアラビア）（2015 年度，2016 年度）
 - 大学・研究機関との共同研究事業：新たな政策課題へ対応するための政策提言研究をインドネシアで試行的に立ち上げ，本格実施に向けた制度を構築（2014 年度～2016 年度）
 - 留学制度を活用した技術支援：枠組を構築するとともに，大学との連携促進のため，大学連携課の設置や日本の大学との事務手続きの合理化（指標 9-3 参照）に向けた検討を行い，シリア難民支援や Innovative Asia 事業等を開始した（2016 年度）。

2. 事業の質の確保と業務の簡素化・標準化に向けた取組

- ・事業の質の向上及び適正かつ迅速な技術協力事業の実施のための検討・対応を継続的に実施している。特に，2013 年 3 月には機構内に業務改善推進委員会を設置し，事業の選択と集中の促進や業務工程の簡素化，業務手順の標準化に関する各種改善策を実行した。
 - 「技術協力マニュアル」（2011 年改訂）に基づく各種手引，関連規程等の更新（2012 年度）
 - 事業管理支援システムの業務軽量化及び事務効率化に向けたタスクフォース設置（2012 年度）
 - 国ごとの重点分野の特定，事業実施段階の事業管理・評価のあり方見直し（2013 年度）
 - プログラム推進のための地域部・課題部間の検討体制整備，強化プログラムの設定（指標 5-1

参照) (2014 年度)

- 見直された事業実施段階の事業管理手法定着のための関連規程等の改善や研修等を通じた事業管理能力強化の推進 (2015 年度)

3. 研修事業の戦略性強化に向けた取組

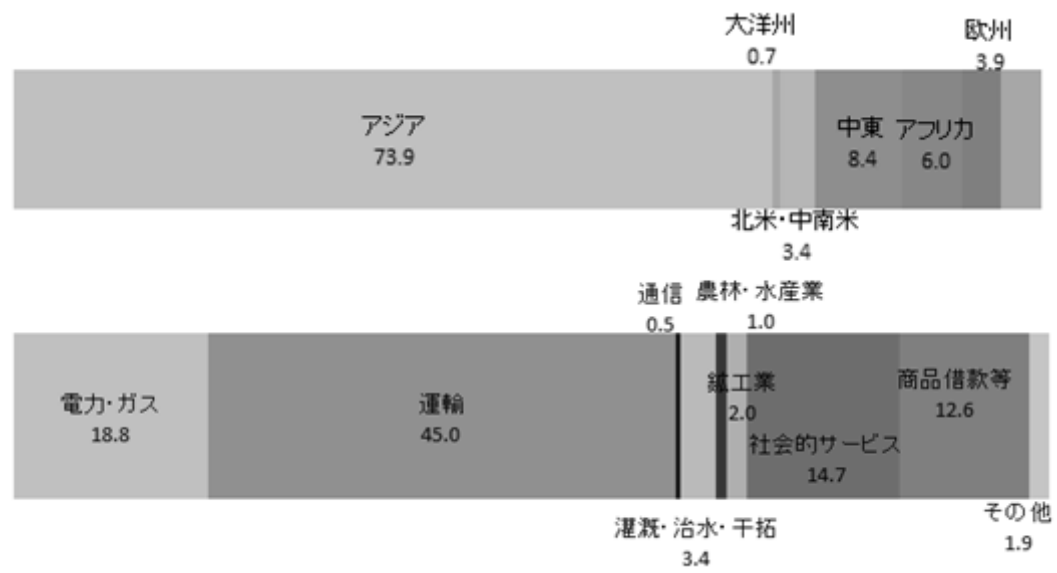
- ・質の向上や効率化の観点からの改善を図るべく、研修事業の実施体制の見直しを行い、各種の効率化・合理化に取り組んだ。
 - 課題別研修の協力プログラムとの関連性強化と課題別研修の企画・計画業務の課題担当部への移管・フロー定着、及び新たな評価・モニタリング体系の導入 (2012 年度, 2013 年度)
 - 協力プログラムや日本政府の政策に沿ったコースの新設と既存コースの統廃合 (各年度)。インフラ輸出分野に関連する研修員 2,289 人 (2015 年度), 2,448 人 (2016 年度) の受入。
 - 開発途上国政府からの要請に沿ったコースの設定 (要望が多いコースの複数回実施), 投入資源の選択と集中を通じた研修事業の更なる強化と効率的な運営の実現を目的とした 1 コース当たりの参加人数増 (2014 年度～2016 年度)
 - 研修基本戦略委員会の設置による新機軸・高品質な研修の実施 (ITS 実務, 金融政策・中央銀行業務等) や制度・基準の見直し (2015 年度, 2016 年度)
 - 国内機関の研修担当スタッフ向け OJT の実施 (計 114 人) による理解促進, 現場レベルでの業務改善推進 (2013～2016 年度), 海外拠点ナショナルスタッフの日本での OJT (計 92 人, 2014～2016 年度)
- ・帰国研修員による海外の親日家ネットワークの維持・強化のため、帰国研修員同窓会の支援及び活性化を図った。
 - 帰国研修員向け Facebook の立上げ・運営, 各国同窓会の活動状況及び優良事例の海外拠点への共有 (2012 年度, 2015 年度)
 - 青年研修 30 周年記念シンポジウム開催, ASEAN 帰国研修員同窓会の交流連絡会の代表者会議の本邦開催 (2014 年度)
 - 日本政府の親日派・知日派リスト活用への貢献 (2016 年度)
 - 研修の効果確認や帰国研修員との関係強化等を目的とした調査団の実施 (2016 年度)

指標 14-3 円借款事業の実績

- ・2012 年度から 2016 年度には「インフラシステム輸出戦略」及び「日本再興戦略」に迅速に対応し、アジア地域を含む全世界でのインフラ整備支援を重点とし、全体で 6 兆 7,643 億円の円借款事業を実施した。分野別では運輸 (45.0%), 電力・ガス (18.8%) 等を中心に実施した (図 14-2)。
- ・2012 年度には 2000 年度以降最大規模 (当時) の借款契約 (L/A) 承諾額 (1 兆 2,229 億円), 2015 年度には過去最大規模の L/A 承諾額 (2 兆 745 億円) を達成し, 2016 年度も引き続き従前より大規模な L/A 承諾額 (1 兆 4,674 億円) を実施した。2013 年の TICAD V, 2016 年の TICAD VI に対応してアフリカ地域へのシェアが拡大傾向にある (2012 年度 : 3.9%, 2013 年度 5.3%, 2014 年度 : 4.8%, 2015 年度 : 6.5%, 2016 年度 : 8.3%)。
- ・技術協力や無償資金協力との連携 : バングラデシュ向け円借款「外国直接投資促進事業」やミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業」等, 数多くの案件で円借款供与と併せて技術協力や無償資金協力を実施し, 開発効果の向上や本邦技術・ノウハウの普及・移転を促進した。

指標 14-4 円借款の迅速化

・機構は、日本政府との間で円借款要請から借款契約調印までの標準処理期間を9か月と設定し、その達成状況を外務省がウェブサイト上で公表している。各年度、達成状況進捗状況表等を用いて円借款承諾計画の日本政府への適時の共有や個々の案件の承諾促進に向けた日本政府との適宜、適切な情報共有等を行い、これらを通じて迅速な承諾が実現するよう取り組んだ（達成状況は表14-1参照）。具体的な事例は以下のとおり。



（注）四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-2 地域別・分野別円借款事業（L/A 承諾額）の割合

表 14-1 標準処理期間の達成状況

2007 年 度	2008 年 度	2009 年 度	2010 年 度	2011 年 度	2012 年 度	2013 年 度	2014 年 度	2015 年 度	2016 年 度
42.4%	33.3%	48.4%	54.1%	54.5% (注 1)	40.0% (注 2)	68.5%	51.1%	47.8%	56.9%

注 1：東日本大震災を受け、供与を先送りせざるを得なかった一部の案件を含めると 46.8%。
注 2：承諾 55 件のうち、16 件に相手国政府側で新たに導入された法令等に起因する遅延が発生。

- 日本政府との協力による迅速化：コスタリカ地熱分野（2012 年度）、インド向けプログラムローン、1988 年以來のミャンマー新規円借款供与（2013 年度）
- 迅速な本邦技術活用条件（STEP）案件承諾：カーボヴェルデ上水、モルドバ医療分野（2013 年度）、スリランカ「地上テレビ放送デジタル化事業」（2014 年度）、フィリピン「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業」、「ダバオ市バイパス建設事業（南・中央区間）」（2015 年度）、モロッコ「海洋・漁業調査船建造事業」（2016 年度）等
- マスタープラン策定支援を通じた全体枠組の策定主導による迅速化：インドネシア「ジャカルタ市首都圏投資促進特別地域構想」、インド「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」（2012 年度）
- セクター・プロジェクト・ローンによる迅速化：ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」（2014 年度）

- 他機関との協調による迅速化：ウクライナ「経済改革開発政策借款」（世界銀行），ナイジェリア「ポリオ撲滅事業」（ゲイツ財団，UNICEF，WHO 等）（2014 年度），アフリカ開発銀行「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（VI）」（2015 年度），ヨルダン「金融セクター，ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」（世界銀行）（2016 年度）等

指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

1. 新手法の検討・導入及び制度改善

- ・ 日本政府の政策を踏まえ，開発途上国や本邦企業にとって有償資金協力がより魅力的となるよう様々な取組・改善を行った。
 - 外貨返済型円借款：借入人が負う為替変動リスクを軽減するため，円借款債務を米ドル建に転換できるオプションを付与する借款を導入（2012 年度）。制度導入以降，モンゴル，パラグアイ，エルサルバドル，ナイジェリア等に対し供与した（2013 年度～2016 年度）。
 - 災害復旧スタンド・バイ借款の導入：災害発生に先立ち，支援額や資金使途等をあらかじめ合意し，災害発生時に速やかに融資を実行する制度を導入（2012 年度）。フィリピン，ペルー，エルサルバドルに対し供与した（2013～2016 年度）。
 - 本邦技術の更なる活用に資する STEP 制度の改善：グローバル化した本邦企業の活動実態や日本の優れた技術の分野拡大等を受けて，主契約者条件の範囲を海外に存する本邦企業の子会社まで拡大するとともに，従来適用分野に含まれていなかった医療機器，防災システム，防災機器等にも適用分野を拡大した。なお，過去の無償資金協力での成果を基にモルドバ向け医療機材供与に STEP を適用し，国際保健外交戦略にも貢献した（2013 年度）。
 - セクター・プロジェクト・ローンの本格活用：同一セクター等の複数の個別案件に対し，一つの交換公文（E/N）で包括的に円借款を供与する仕組みを検討・導入。ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」に適用した（2014 年度）。
 - 変動金利採用案件の承諾：円借款の魅力を高めるため，所得階層が低所得国以上である借入国向けの変動金利制度を導入した（2014 年度）。制度導入以降，イラク，インド，インドネシア，ウクライナ，ウズベキスタン，トルコ，パキスタン，パナマ，ヨルダンの案件にて承諾した（2014～2016 年度）。
 - PPP によるインフラ整備への円借款の活用：Viability Gap Funding 円借款，Equity Back Finance 円借款に関する制度の検討・導入（2013 年度）及び PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款に関する制度の検討・導入（2014 年度）を実施。Equity Back Finance 円借款の第 1 号案件として，バングラデシュ「海外直接投資促進事業」を供与した（2015 年度）。
 - 質の高いインフラパートナーシップに関する制度拡充：日本政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げられている支援量の拡大に資するよう，ドル建借款，ハイスpek 借款を導入。加えて，高度な施工精度が求められる案件において品質を担保するために検討されている包括的建設サービス方式導入に向けて，調査・セミナー等を実施し，相手国への導入の働きかけを継続している。また，外貨返済型円借款の中進国以上への導入，事業・運営権対応型円借款，サブ・ソブリン円借款，特別予備費枠等に関する制度の基本的考え方を整理済。今後，個別案件ごとにニーズを確認していく（2015 年度，2016 年度）。

- ADB との連携：質の高いインフラ案件への投融資のため ADB との連携について検討・協議した。その結果、今後 5 年間で最大 15 億ドルを目標に PPP 等民間インフラ案件への投融資を実施するため、海外投融資スキームによる出資により ADB 内に信託基金を新設すること及びアジアにおける質の高い公共インフラ整備を促進するため、ADB との協調融資による今後 5 年間で両機関合計 100 億ドルを目標とした開発途上国政府向け融資を行うことを合意し、覚書を締結した（2015 年度）。2016 年度には信託基金の口座が開設されて運営を開始し、インドとインドネシアの 2 件が承諾されたほか、協調融資に関して具体的な案件形成を進めてミャンマーの 2 件が承諾された（2016 年度）。
- 米州開発銀行（IDB）との連携：中南米地域における質の高いインフラ投資促進を目的とした IDB との協調融資枠組（CORE）に関し、対象分野や対象国の拡大、目標額の 3 倍増等に係る合意文書に署名した。機構は IDB にとって史上最大の協調融資パートナーとなった（2016 年度）。
- 中進国、中進国を超える所得水準の開発途上国支援の強化：日本政府より、中進国・卒業移行国への円借款を積極的に供与する方針が示され、これを受けた案件の形成・承諾を行った（2015 年度：トルコ 1 件、ヨルダン 1 件、タイ 1 件、イラク 3 件、2016 年度：パナマ 1 件、ヨルダン 1 件、タイ 1 件）。
- ノンプロジェクト型借款の活用：日本政府より、相手国の政策・制度の立案・実施に貢献するため、ノンプロジェクト型借款の一層の活用が方針として示され、案件の形成・承諾を実施した（2015 年度：ヨルダン、ケニア、アンゴラ、ウクライナ、パキスタン、モロッコ、ベトナム、イラク、2016 年度：ベトナム 2 件、エルサルバドル、タンザニア、スリランカ、セネガル、ヨルダン、インド）。

2. 与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上に向けた取組

- ・与信先の信用力審査を事業部と審査部が適切に連携して実施した。また、定期審査、再審査、任意審査を通じた与信先の格付見直しや、現地派遣を含めた政治経済状況のアップデートや信用力の見直しを実施した。難易度の高い海外投融資案件を含め、出融資判断時に事業部提案及び審査部意見書を踏まえて与信に関する意思決定を行った（各年度）。
- ・機構内の金融リテラシー向上に向けた研修を実施した（各年度）。

指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施態勢の強化に向けた取組状況

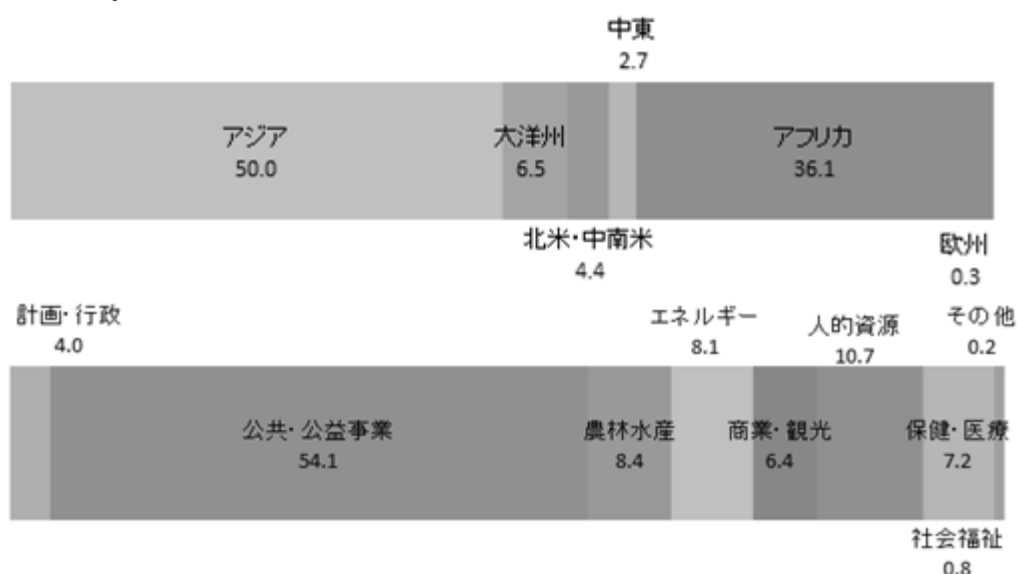
- ・「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年 1 月閣議決定）にて、パイロットアプローチの下で海外投融資業務の再開が決定され、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合（2012 年 10 月）にて本格再開が決定された。2013 年 1 月に再開後初の融資契約を調印した（2012 年度）。
- ・パイロットアプローチや事業実施を通じて得られた教訓を踏まえ、海外投融資オペレーションに関する業務実施体制等の整備を行い、体制強化を図った（各年度）。2013 年度には海外投融資案件の審査・監理の強化のため、民間連携事業部内に 1 課を増設した。
- ・外部向けセミナーや外部面談を通じ、民間企業の有するニーズの把握、及び有望な海外投融資案件の発掘に努めた（各年度）。主な実施案件は以下のとおり。
 - ベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」（2012 年度）（指標 2-1 参照）
 - インドネシア「産業人材育成事業」（2013 年度）
 - 中南米「省エネ・再生可能エネルギー事業」、ミャンマー「ティラワ経済特別区（Class A 区域）」

開発事業」(2014 年度)

- カンボジア「救急救命医療整備事業」、ADB、オリックス株式会社及び Robeco Groep N.V. の 3 社が出資する Asia Climate Partners General Partner Ltd. が運営するファンド「Asia Climate Partners LP」、ADB が設立する信託基金「Leading Asia's Private Infrastructure Fund」(2015 年度)
- 日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド、中東・北アフリカファンド、ツェツィー風力発電事業(モンゴル：自然エネルギー分野初のドル建てプロジェクトファイナンス)、オフグリッド太陽光事業(タンザニア：ベンチャー投資事業向け初)(2016 年度)
- ・「インフラシステム輸出戦略」等と言及された以下のような新手法の運用・改善を行った。
 - 現地通貨建海外投融資の導入(2014 年度)
 - ドル建海外投融資の導入(2015 年度)

指標 14-7 無償資金協力事業の実績

- ・2012 年度から 2016 年度には MDGs 達成、TICAD V やアフガニスタン支援に関する国際公約等の着実な履行に向けた取組に対応し、アフリカやアジア地域を重点とし 5,782 億円の無償資金協力事業を実施した(アジア地域：50%，アフリカ地域：36.1%) (図 14-3)。特にアフリカ地域に関しては、2012 年度には 28.5%であったが、2013 年 6 月の TICAD V を契機に大幅に増加した(2013 年度：43.3%，2014 年度：39.9%，2015 年度：32.7%，2016 年度：32.7%)。
- ・分野別では、公共・公益事業(54.1%)，人的資源(10.7%)，農林水産(8.4%)，エネルギー(8.1%)を中心に実施した。



(注) 四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-3 地域別・分野別無償資金協力事業 (G/A の年度供与限度額) の割合

指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

- ・「無償資金協力事業が開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、国内外の政策課題も踏まえ、次のような包括的な制度・運用の改善を行った(各年度)。特に 2016 年度には、関係業界(海外コンサルタント協会、海外建設協会、日本貿易会等)に対して無償資金協力の現状と課題をヒアリングし、「無償資金協力の制度・運用改善について(2016 年 6

月外務省)」の取りまとめを支援した（2016 年度）。

- プログラム型の無償資金協力事業の導入：復旧・復興等への迅速かつ円滑な対応を可能とするため、一つの無償案件の下で複数のサブプロジェクトを実施可能とするプログラム型の無償資金協力事業の制度を導入した（シリア難民ホストコミュニティ支援（ヨルダン）、フィリピン台風災害支援における平和構築・災害等の迅速な対応）（2013 年度）。
- 追加贈与の導入：急激な為替レート変動等に対応するため追加贈与制度を導入した（2013 年度）。
- 標準指標例の作成：事業の PDCA サイクルを強化するため「無償資金協力開発課題別の標準指標例」を作成した（指標 19-2 参照）（2012 年度～2014 年度）。
- 予備的経費の適用拡大：受注企業のリスクを軽減させるため、原則全ての施設建設案件に対し予備的経費の適用を拡大した（2014 年度，2015 年度）。
- 維持管理を含めた無償資金協力の試行導入：「インフラシステム輸出戦略」を踏まえ、無償資金協力の対象範囲に新たに供与後のメンテナンス契約を含めた運用を保健医療分野で試行導入した（2014 年度）。
- サブスキームの見直し：2013 年度行政事業レビューの提言を踏まえサブスキームを見直し、これまで以上に個々のニーズに柔軟に対応した案件形成や予算管理が可能となった（2014 年度）。
- 贈与契約（G/A）の改善：サブスキーム見直しに伴い、従来約 20 種類あった G/A ひな型を約 5 種類に整理統合した。また、施設・機材等調達方式の G/A ひな型について機構と相手国政府の権利・義務に関する明確化等を行った改訂版を作成し、2015 年 11 月閣議請議以降の案件から適用を開始した。さらに、2016 年度には先方負担事項を明記し、モニタリングと履行促進を強化した。（2014 年度～2016 年度）
- 調達ガイドライン，標準入札図書，契約書ひな型等の改善：調達ガイドライン，標準入札図書，契約書ひな型等の関連書類を改善し，入札期間の延長，入札プロセスにおける質問回数の複数化，設計変更等の手続きの合理化等を行い，2015 年 11 月閣議請議以降の案件から適用を開始した（2015 年度）。不可抗力等による事業中断・解除に係る条件を明確化した（2016 年度）。
- 品質確保強化への取組：アフリカ地域の土木施設案件及びその他地域の大型土木施設案件を対象に，先方実施機関・コンサルタント・施工業者及び機構による工事品質管理会議を設置することとし，2015 年 11 月以降の閣議請議案件から導入した（2014 年度，2015 年度）。
- 不正腐敗防止，安全対策強化：不正腐敗防止を強化するため，無償資金協力調達ガイドラインに基づきコンプライアンスを順守する旨の宣誓書の提出をコンサルタント及び施工業者に求めることとした。また，工事中の安全対策強化のため，施工業者による安全管理プラン及び安全施工プランの作成，機構海外拠点による無償資金協力事業の現場パトロールを実施し，加えて現場関係者，事務所員，及び案件によっては相手国実施機関関係者も対象にした安全管理セミナーを実施した（2014 年度～2016 年度）。
- 自治体の知見の活用：地方自治体の技術・ノウハウを直接的に無償資金協力事業に反映できるようにするため，地方自治体からの事業提案に基づき，地方自治体と共に無償資金協力の形成，協力準備調査，本体事業を実施できる制度の運用を開始した（2014 年度～2016 年度）。
- PPP によるインフラ整備への無償資金協力の活用：PPP 事業の初期投資部分を無償資金協力により支援する「事業運営権対応型無償資金協力」の枠組みを構築し，当該制度の周知等による案件形成の促進を行った（2014 年度～2016 年度）。
- 現地リソースを活用した無償資金協力の試行導入：現地施工企業の施工能力を勘案しつつ，こ

れら企業を担い手に活用できる制度枠組みを構築し、試行的に導入した（2013 年度、2015 年度）。ラオス、ブルキナファソ、スワジランドにおける学校建設案件から試行的な運用を開始した（2016 年度）。

- 安全対策等の強化：安全管理チェックリストをもとに、在外拠点による現場パトロールを実施した。安全管理セミナーを 33 件実施して安全意識を醸成した。また、治安状況が悪化した際の追加の安全対策費や待機費用に対する予備的経費等による追加支出対応をバングラデシュ等で開始した（2016 年度）。(指標 20-1 参照)

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：開発効果の向上及び国内外の政策への機動的な対応に向けて、総合的な開発計画作成や基準・制度構築等の上流からの支援、また無償資金協力や円借款による事業の展開に即して人材育成や本邦技術を組み合わせた多様な協力を行った（具体的な成果は項目 1～4 等で記載）。これら協力を推進するに際し、国内外の政策を踏まえた制度設計・整備や事業実施に向けた体制強化を進めた。

技術協力については、開発途上国の新たな政策課題に対応するため大学・研究機関との共同研究事業を立ち上げ、インドネシアでの試行事業を踏まえた制度構築を進めるとともに、日本政府の政策に基づき DAC リスト卒業国や卒業移行国との協力を強化するため、コストシェア技術協力の制度設計を行い、バーレーンで制度を適用した事業を開始した。また、留学制度を活用した技術支援に係る制度設計や体制整備を行い、シリア難民支援や Innovative Asia 等の事業を立ち上げる等、制度改善に留まらず実際の事業実施に迅速に結びつけ、効果的に事業実施を促進した。また、2013 年 3 月に機構内に業務改善推進委員会を設置し、議論の結果に基づき事業の選択と集中の促進や業務工程の簡素化、業務手順の標準化に関する各種改善策を実行し、事業の効率性を高める取組も着実に実施した。研修についても、日本政府の政策や開発途上国の要請に沿った研修の実施や課題部への課題別研修の移管等、実施体制の見直しを行い、質の向上と効率化・合理化を推進した。特に、日本政府が運用を開始した親日派・知日派リストへの貢献や、帰国研修員との関係強化等も目的とした調査団の派遣を通じ、帰国研修員等による知日人材ネットワークの強化にも取り組んだ。

有償資金協力については、「インフラシステム輸出戦略」や「日本再興戦略」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に基づき、迅速化や本邦技術の更なる活用に資する STEP 制度の改善、借入国の予見性向上のためのセクター・プロジェクト・ローンの本格活用、PPP によるインフラ整備に円借款を活用するための包括的な支援メニューの整備、ドル建て借款制度の創設等の制度設計・改善を行った。ADB との連携では、ADB 内の信託基金が運用を開始し、インドとインドネシアの 2 件、またソブリン協調融資でもミャンマーで 2 件の新規事業の承諾に至った。IDB との連携では、質の高いインフラ投資促進を目的とした協調融資枠組（CORE）に署名し、機構が IDB にとって史上最大の協調融資パートナーとなった。海外投融資についても、2012 年度の制度の本格再開後、実施体制整備やドル建、現地通貨建海外投融資の制度設計・改善や民間企業の有するニーズを把握した海外投融資案件の発掘に努めた。さらに、制度改善を踏まえた具体的な案件形成・実施により、モルドバ向け医療機材供与での STEP 制度の適用による国際保健外交戦略への貢献や、バングラデシュ「海外直接投資促進事業」への Equity Back Finance の初適用、モンゴルでの自然エネルギー分野で初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件、日本企業のインフラ輸出にも資する経済特区開発の促進など、日本政府政策にも貢献する効果的な支援を実現した。

無償資金協力については、国内外の政策課題を踏まえて、開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、包括的に制度・運用を改善した。具体的には、地方自治体の事業提案に基づき自治体が参画する仕組みの導入、受注企業のリスク軽減に資する予備的

経費の適用の拡大や相手国政府の権利・義務の明確化等を行った G/A の改善，先方負担事項のモニタリングと履行促進を強化する運用や，企業の安全対策強化に係る研修実施や治安対策や待機費用の追加支出対応等を行った。特に 2016 年度では，海外コンサルタンツ協会，海外建設協会，日本貿易会等へのヒアリングの結果を踏まえ，日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016 年 6 月外務省）の取りまとめを支援した。

以上のとおり，全ての年度において中期計画の所期の目標を着実に達成していることに加え，国内外の政策に対応した制度設計・改善，3 援助手法の組合せや開発途上国のニーズに対応した具体的事業への制度適用などを通じて，より効果的かつ戦略的な協力実施に取り組んだ成果が発現していることから，全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

<課題と対応>

「質の高いインフラパートナーシップ」等の新規施策や「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016 年 6 月外務省）等に関する制度改善や効果的な事業の実施に取り組む。また，帰国研修員による各国でのネットワーク強化や，多様な担い手が有する知見・資源等の活用や，政府，関係機関，民間企業等との有機的連携にも留意する。

3-4. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

技術協力については，日本政府の政策に基づき民間企業の優れた製品や技術を活用するための新たな制度設計及び事業実施や，DAC リスト卒業国や卒業移行国との協力を強化するための技術協力の制度設計及び事業実施など，政策や開発途上国のニーズに対応した制度改善，適用を迅速に行い，効果的な事業実施を促進させた。また，開発途上国の新たな政策課題に対応するため大学・研究機関との共同研究事業を立ち上げ，インドネシアでの試行事業を踏まえた制度構築を進めている。また，技術協力の枠組の中で実施する留学制度の創設や体制整備を行い，シリア難民支援や Innovative Asia 等の事業を立ち上げており，制度改善及び事業実施を迅速に実施している。加えて，2013 年 3 月に機構内に業務改善推進委員会を設置し，事業の選択と集中の促進や業務工程の簡素化を実行する等の事業の効率性を高める取組を着実に実施した。研修についても，日本政府の政策や開発途上国の要請に沿った研修の実施や，より効果的な案件実施に向けた組織内の実施体制の見直しを行い，質の向上と効率化を推進した。帰国研修員との関係強化等も目的とした調査団の派遣を通じ，帰国研修員等による知日人材ネットワークの強化にも取り組んだ。

有償資金協力については，「インフラシステム輸出戦略」や「日本再興戦略」，「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に基づき，円借款の迅速化や本邦技術の更なる活用に資する包括的な支援メニューの整備，ドル建て借款制度の創設等の制度設計・改善を迅速に行った。海外投融資についても，2012 年度の本格制度再開後，実施態勢整備やドル建，現地通貨建海外投融資の制度設計・改善や民間企業の有するニーズを把握した案件の発掘に努めた。ADB との連携では，質の高いインフラ案件への投融資のため ADB 内に信託基金を新設・運用開始し，インドとインドネシアの 2 件，またソブリン協調融資でもミャンマーで 2 件の新規事業の承諾に至った。IDB との連携では，質の高いインフラ投資促進を目的とした協調融資枠組（CORE）に署名し，機構が IDB にとって史上最大の協調融資パートナーとなった。さらに，これら制度改善を踏まえた具体的な案件形成・実施により，モルドバ向け医療機材供与での STEP 制度の適用による国際保健外交戦略への貢献や，バングラデシュ「海外直接投資促進事業」への Equity Back Finance の初適用による日本企業のインフラ輸出にも資する経済特区開発の促進，モンゴルでの自然エネルギー分野で初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件など，冒頭に掲げた日本政府の政策に貢献する効果的な支援を実現させた。

無償資金協力については，国内外の政策課題を踏まえ，開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに

応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、地方自治体が参画する仕組みの導入、受注企業のリスク軽減や、企業の安全対策強化等に資する包括的な制度・運用の改善を行った。特に 2016 年度では、海外コンサルタンツ協会、海外建設協会日本貿易会等へのヒアリングの結果を踏まえ、日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」のとりまとめを支援した。

以上を踏まえ、開発途上国の開発協力に貢献すると共に、政府の重要方針の達成や我が国民間企業、地方自治体の海外展開に資するよう、様々な制度改善や国際機関との連携に取り組みつつ、具体的な案件形成、事業の実施にも結実させるなど、より効果的かつ戦略的な協力実施に取り組んだ成果が全体として発現していることは、日本政府の政策実現に貢献し、機構のイニシアティブの下外部の関与も得て発現した成果として評価される。また、各年度評価においても全ての年度において A 評価相当と計画を上回る成果を上げていることから、所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>

引き続き、プログラム化を含めた技術協力、有償資金協力、無償資金協力の効果的な連携を意識した案件形成、実施を進めつつ、各種制度改善の推進を期待したい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 15	災害援助等協力
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱, 開発協力大綱, 各年度の国際協力重点方針, 我が国の人道支援方針, 平和と健康のための基本方針, 国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針, 日・ASEAN 防災協力強化パッケージ
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条, 国際緊急援助隊の派遣に関する法律
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表 24/25/26/27/28-VI-1 (2012～2016) 経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127 (2012～2016)

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
緊急援助隊派遣件数			0	8	5	5	2
緊急援助物資供与件数			17	16	23	10	14
研修・訓練回数(回)					新規	28	27
派遣シミュレーション(回)					新規	2	3
②主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数(人)			6	7	7	8	8

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 機構は, 開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため, 国際社会等と連携して, 国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速, 効率的かつ効果的な実施を図る。
中期計画 (第一段落は, 中期目標と同内容のため省略) 具体的には, ● 大規模災害発生時には, 被災国のニーズを的確に把握し, 国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに, 実施後のモニタリングを引き続き行う。 ● 国際緊急援助隊については, 平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに, 同隊の活動に必要な資機材を整備する。また, 緊急援助物資については, 備蓄体制の最適化に努める。 ● 国連等, 緊急人道援助に関係する内外の機関, 組織との協力関係を平時より構築し, 緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。
主な評価指標 指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況 指標 15-2 国際緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化 指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

3-2. 業務実績

指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. フィリピン台風災害対策支援 (2013 年度)

- ・フィリピンを直撃した台風 30 号 (HAIYAN) に対し, 外国支援チームとして最も早く医療チームが現地入りし, 東日本大震災の教訓をいかしながら, 延べ 3,297 人を診療した。
 - 医療チーム, 専門家チームの派遣から緊急開発調査実施に至る継ぎ目のない支援の展開
 - 早期復旧を支援するための国際緊急援助隊専門家チームのシームレスな派遣
 - 現地で必要性の高い緊急物資(テント等)の被災地への直接配布
 - 東日本大震災の経験をいかした活動の展開(公衆衛生, 巡回診療, 集計方法)
 - 女性に配慮した診療活動(超音波探査装置による妊娠や胎児の安全確認)

- 効果的な国内報道：隊員の地元紙向け発信による国内報道 106 件

2. 前例にない大規模な災害への対応（2013 年，2014 年度）

- ・これまでに派遣の前例のない航空機事故事案に対し，迅速な対応を行った。
 - 2014 年 3 月に行方不明となったマレーシア航空機の捜索：先遣隊，自衛隊部隊，救助チーム（海上保安庁）を派遣し，約 2 か月にわたり航空機を駆使した活動を実施した。
 - 2014 年 12 月に消息を絶ったエアアジア機の捜索：先遣隊，自衛隊部隊を派遣し，約 10 日間の活動を展開して海上の遺体 1 体を収容した。
 - 先遣隊を駆使し，自衛隊の活動を直接サポートする複雑なロジスティックスにより対応した。

3. エボラ出血熱への対応（2014 年度）

- ・エボラ出血熱の発生に対し，感染症の流行が急激かつ長期にわたって収束しない状況下で，外務省，自衛隊，東京都，WHO 等との連携を通じ，長期にわたる支援を展開した。
 - 特殊かつ大量の物資供与：外務省，自衛隊，東京都，WHO，国連等と連携し，個人防護具 72 万セットを供与
 - 疫学等専門家の派遣：WHO の地球規模感染症警戒・対応ネットワーク（GOARN：Global Outbreak Alert and Response Network）等に登録された人材のリベリア，シエラレオネへの派遣（計 16 人）
 - シームレスな支援策実施：専門家派遣や国内外の関係機関とのネットワークを通じた最新情報の逐次蓄積，メーリングリストやエボラ出血熱対策本部での随時更新・共有を通じ，流行国及び周辺国での既存事業を活用した具体的な支援策の検討・実施を促進した。

4. バヌアツのサイクロン災害（2014 年度）

- ・大型サイクロン発生情報を入手後継続的に現地状況をモニタリングし，迅速に医療チームを派遣した。
 - 大小 83 の島々から成る同国の地理的特性に合わせた巡回医療の実施
 - 専任の報道担当の派遣やタイムリーなプレスリリース：延べ 17 件の取材，110 件の報道実績

5. ネパールにおける地震災害に対する国際緊急援助（2015 年度）

- ・ネパールにて甚大な被害をもたらした地震災害に対し，6 年ぶりとなる救助チーム，医療チーム，自衛隊部隊の同時派遣及び物資供与（テント，毛布）を実施した。
 - 医療チーム初の「機能拡充チーム」の派遣：診療人数 987 人，手術件数 22 件。二次医療拠点としてのリファラル機能による貢献。
 - 災害現場における国際調整母体等との連携：国連災害評価調整チーム（UNDAC：United Nations Disaster Assessment and Coordination）への人員派遣及び現地で立ち上げられた救助，医療の両調整セルへの人的貢献。UNDAC による現地活動調整センターとの連携
 - 復旧・復興段階への継ぎ目ない支援実現に向けた取組：当該地域を所掌する地域部管理職の派遣により，迅速な支援の検討を測った。緊急時支援で把握したニーズを踏まえ初期段階からの先方政府高官への「より良い復興」のコンセプトの説明や具体化に向けた既存案件の活用や新規案件の立上げを行った。

6. インドネシアにおける森林・泥炭火災及び煙害に対する国際緊急援助（2015 年度）

- ・スマトラ島，カリマンタン島での大規模な森林・泥炭火災に対し，消火剤 2,000 リットルの供与と民間人材の専門家派遣を実施した。

- 本邦中小企業の海外事業への足掛かりの提供：水散布に比した消火剤の優位性の現地の認知等

7. コンゴ民主共和国における黄熱に対する国際緊急援助隊（2016 年度）

- ・ 同国における黄熱の流行に対し、調査チームの派遣に続き、感染症対策チームを設立以来初めて派遣した。
 - 調査チームによる支援方針案の策定：感染症対策チームの迅速な派遣に貢献。同チームの活動を WHO 専門家会合にて紹介し、アセスメント調査の好事例と評価
 - 感染症対策チーム初派遣：試薬の提供及び技術協力により迅速な黄熱検体の処理を支援し、国立生物医学研究所のラボ稼働正常化に貢献。また大規模ワクチン接種キャンペーンを技術支援
 - 国際機関等との連携・調整：本部・現場レベルでの WHO との連携等
 - 機構事業の専門家との連携：保健アドバイザーの人的ネットワークを基盤とした効果的な活動

8. UNDAC 人員派遣による国際社会への貢献、調査チームを活用した被災国ニーズの的確な把握

- ・ 災害現場で UNDAC, WHO 等が現地政府と共同で立ち上げる調整母体が主催する会議への出席や人的貢献を通じ、国際社会及び被災国政府のニーズに調和した支援の実施に貢献した。また、緊急援助に先立ち調査チームを派遣することで、被災国のニーズの的確な把握と、迅速な支援実施に貢献した。
 - ネパール地震災害への UNDAC 人員派遣（2015 年度）（詳細は上記 5. 参照）
 - 台湾南部の地震災害への調査チーム派遣（2015 年度）：発災当日に派遣し海外からの支援要員としては最も早く現地入りした。現地ニーズの調査に基づき迅速な物資供与（プラスチックシート、ポリタンク）が決定し、機構の調査団員が現地で引渡しを支援した。
 - コンゴ民主共和国における黄熱（上記 7. 参照）、ミャンマー地震及びチリ森林火災に対する調査チーム派遣（2016 年度）

9. 被災地のニーズを的確に把握し、迅速かつ的確に対応した物資供与の実施

- ・ 供与後 3 か月以内のモニタリングを実施し、配布物資の被災地ニーズの適合状況の確認やその後の支援に反映した（2012 年度～）。
 - 物資供与：イラン地震被害、ニジェール洪水被害（2012 年度）、等
 - 機構事業の専門家を通じたニーズ把握による迅速な供与の実施：インドネシア地震被害（2016 年度）

10. 積極的な広報の実施

- ・ 災害発生時にウェブサイト上での情報発信、被災地メディアに対するプレスリリース等を行い、日本の支援の「見える化」を図った。また、隊員の活動現場の様子について一般市民向けの平時の広報活動を行った。
 - 国際緊急援助隊・医療チームの前身である国際救急医療チーム設立 30 周年記念等、イベント、展示、広報誌への寄稿（2012 年度）
 - UNDAC メンバーで最も早く現地入りした関係者を講師とする記者勉強会の開催（2013 年度）
 - バヌアツのサイクロン被害支援に対する支援（2014 年度）（上記 4. 参照）
 - 阪神・淡路大震災 20 周年、「第 3 回国連防災世界会議」の機会を捉えた発信（2014 年度）
 - ネパール地震災害時の広報経験者の隊員派遣（2015 年度）

指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄態勢の最適化

1. 救助チームの国際認定分類最上位「ヘビー級」の再評価

- ・救助チームが国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）による国際的な評価を再受検し、最高分類の「ヘビー級」と再評価された（2014 年度）。
 - 救助チームの「ヘビー級」技術の維持・向上，再認定に向けた訓練実施（2012 年度，2013 年度）
 - 受検に当たり構成された救助チームの構成員（副団長，業務調整）派遣，ロジスティックス，研修・訓練等での貢献（2014 年度）
 - 受検準備への貢献：研修・訓練の改善策を提言，実現（隊員訓練記録統一等）（2014 年度）

2. 平時における援助チームの態勢強化

- ・国際緊急援助隊の派遣に備えた研修実施や資機材の整備の見直しを継続的に実施している。
 - 待機要員への計画的な研修・訓練の実施（各年度）：「ヘビー級」取得を踏まえた総合訓練での高い難易度設定やブラインド形式の採用（2015 年度）
 - 派遣シミュレーションの実施（年 2 回）（各年度）
 - ネパール地震災害での教訓を踏まえた必要な資機材の整備（2015 年度），救助チームの小規模編成（45 名）の導入（2016 年度）
 - チャーター渡航可能都市の増強（2016 年度）

3. 医療チームの研修及び機能拡充

- ・平時から活動内容・資機材の検討・改善を行うとともに，研修を自主運営して実施している。また，緊急支援の経験を基に，以下のような機能拡充についても継続的な検討を踏まえて実現した。
 - 手術機能の整備：地震災害に対する派遣経験を基に手術機能の整備を進めた（ガイドラインの作成，人員体制，機材の選定・調達，研修，模擬訓練等）。結果，2015 年度のネパール大震災での実派遣での活用につながり，22 件の手術を実施した（2012 年度～2015 年度）。
 - 電子カルテの開発完了：隊員による紙カルテ管理負荷の軽減，病状・疾病別データの的確な集計，相手国政府や国際社会への迅速な共有のため，累次の検討を経て電子カルテを開発，完了し，登録者への研修を実施した（各年度）。

4. 感染症対策チームの立上げ及び体制強化（2015 年度，2016 年度）

- ・2014 年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する人的貢献不足の課題への対応として，東日本大震災やフィリピン・ヨランダ台風災害の経験・教訓を踏まえた検討と準備の上（2014 年度～），2015 年 10 月に「感染症対策チーム」を創設し，登録母体を発足させた。
 - 登録状況：141 人（2017 年 3 月時点）
 - 導入研修の実施：57 人（2015 年度），20 人（2016 年度）
 - 日本政府の政策との調和：自民党の「国際保健医療戦略特命委員会」，内閣官房「国際的に脅威となる感染症対策」の協議への参加，「国際的に脅威となる感染症の強化に関する基本計画」への感染症対策チームの反映（2015 年度）
 - 検査機材の必要項目を絞り込み，調達を開始（2016 年度）

5. 支援物資の備蓄体制の最適化

- ・全世界で発生する災害への対応のため，国際的な輸送環境の変化に対応した支援物資の備蓄体制の最適化を継続的に進めた。

- WFP の人道支援物資備蓄庫での他ドナーの備蓄物資との相互融通制度（シェアードストック）の活用開始（2012 年度）
- アフリカへの物資拠点の起点の再配置の検討（2013 年度）
- フランクフルト倉庫廃止とドバイ倉庫の新設、ニーズを踏まえた備蓄物資の見直し（2014 年度）
- 迅速性を高めるため、商用機の輸送能力上・物資輸送の難易度が高い太平洋島嶼国（パラオ、マーシャル諸島）に現地備蓄倉庫を設定、干ばつ支援の緊急援助物資の実現（2015 年度）。加えて、ソロモン諸島での設定に係る調整を開始（2016 年度）。
- 過去のオペレーションの課題の整理・分析を通じた事務局内体制の変更（2016 年度）

6. 開発途上国の人材育成、災害対応能力向上に対する災害援助の知見等の活用

- ・緊急援助に災害医療の知見を活用するため、国際緊急援助隊事務局や医療チーム等の登録者が積極的に貢献している。
 - エルサルバドル災害医療人材育成プログラムへの貢献：同国での地震災害医療チーム経験者の医師が調査に参加（2013 年度）
 - ASEAN 災害医療ネットワーク構築への貢献（日・ASEAN 防災協力強化パッケージ）：支援委員会への医療チーム登録者の参加、支援プログラム立上げに向けたタイ国家救急医療機関との ASEAN 災害医療ワークショップの共催、基礎情報収集調査への国際緊急援助隊事務局員の参加等（2014 年度）、具体的な技術協力プロジェクトの立上げ支援、タイ側関係者の医療チーム導入研修や日本集団災害医療会総会に招へい。WHO 主導の EMT（Emergency Medical Teams）関連の国際会議等での発信（2015 年度）

指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. 内外の機関との協力関係の構築

- ・災害緊急援助に関しては、国際機関を中心とした連携・調整の枠組みが確立している。こうした国際連携枠組みに優先度を置いて積極的に参加した。
 - INSARAG へのメンバー派遣（各年度）
 - 国連人道問題調整事務所（UNOCHA：United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）との連携：日本赤十字社との「国際人道支援セミナー」の共催（2012 年度）、業務連携協定の締結と機構研究所でのシンポジウム開催（2014 年度）、自衛隊、NGO 及び関連国際機関を巻き込んだネパール震災の教訓と共通課題抽出の勉強会の共催（2015 年度）
 - WHO による海外医療チーム登録制度創設への貢献：検討会の立上げ（2013 年度）、海外医療チームの能力別標準化や事前登録制度に関するワーキンググループへの参加（2014 年度）、国際登録に向けた認証制度の正式導入を踏まえた関心表明（2015 年度）
 - アジア大洋州人道パートナーシップ議長国としてロードマップ作成を主導（2013 年度）
 - ASEAN 地域フォーラムの枠組下で実施された災害援助実働演習に医療チーム登録者及び国際緊急援助隊事務局員が参加し、更なる連携に向けたイメージ形成に貢献（2015 年度）
 - INSARAG チームリーダーズ会合を東京で開催（2016 年度）
 - WHO による緊急医療チーム（EMT）枠組構築等への貢献：世界で 3 か国目（4 チーム目）の認定、登録を取得（Type1（外来・診療）、Type2（入院・外科治療）、スペシャライズドセル（初認定となる透析治療））（2016 年度）
 - EMT の国際規準策定への貢献：EMT ワーキンググループに参加。特に、WHO へ提案し設置された

Minimum Data Set (MDS) ワーキンググループでは、共同議長として議論をリードし、全 EMT が被災国保健省へ日々報告すべき 46 の必須項目を確定した。(2016 年度)

2. フィリピン台風災害支援での連携 (2013 年度)

- 初動体制構築への貢献：UNDAC 招集に応じ 2 人派遣（外国チーム受入調整、被災状況調査等）
- 国際連携協調下でのリーダーシップの発揮：フィリピン保健省、ドナー間調整への貢献（患者相互搬送体制づくり、患者集計方法の統一）
- 自衛隊や他国軍との連携：自衛隊輸送機やオーストラリア軍による緊急援助隊の移動、自衛隊への情報提供
- 技術協力専門家（感染症対策）や青年海外協力隊員（看護師）との連携

3. エボラ出血熱対応での連携 (2014 年度)：(指標 15-1 参照)

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：S

根拠：第3期中期目標期間の全ての年度において目標を達成または上回る成果を上げている。特に「イ」評価（現行評価の S 評価相当）を得た 2013 年度には、フィリピン台風災害やマレーシア航空機消息不明事案に対し、自衛隊や海上保安庁等と連携しつつ、計 8 件の国際緊急援助隊の派遣に参画し、迅速かつシームレスな支援活動を達成した。また、2015 年度には、ネパール地震災害に対し、2009 年以来 6 年ぶりとなる救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊の派遣に物資供与も組み合わせた包括的な支援を展開しただけでなく、エボラ出血熱対応での教訓を踏まえ、新たなチーム形態として、日本政府政策との調和を図りつつ感染症対策チームを迅速に創設した。加えて、2012 年度においては WFP の人道支援物資備蓄庫を活用した他ドナーの備蓄物資との相互融通制度を構築したこと、2014 年度においては国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG）による国際能力評価の最高分類である「ヘビー級」の再認定を救助チームが受けたこと、エボラ出血熱への対応として過去最大規模となる特殊かつ大量の物資供与（個人防護具 72 万セット）を実施したこと、2015 年度においては初の手術機能等を有する機能拡充チームとしての医療チームを派遣し、また大洋州における供与物資の現地備蓄制度を構築したこと、2016 年度においては、コンゴ民主共和国の黄熱流行に対し感染症対策チームの初派遣を実現し、調査チームや機構専門家、他機関等と連携により効果的な緊急支援を実現したこと、WHO の EMT 枠組に係る MDS（Minimum Data Set）の議論への貢献や EMT 登録制度で世界で 3 か国目（4 チーム目）となる国際認証を取得したこと等、各年度で特筆すべき具体的な成果を達成している。

以上のとおり、特にフィリピン台風災害やネパール地震災害、エボラ出血熱対応等で国内外の関係機関と連携し包括的な支援を展開し、緊急援助から開発協力を迅速につなげたことや、救助チームのヘビー級の評価や医療チームの WHO の EMT 登録で国際認証を取得したこと、日本政府政策との調和を図りつつ感染症対策チームを迅速に創設したこと、手術機能を有する医療チームを整備・派遣したこと等の成果を上げており、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たしていることから、中期目標における所期の目標を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

< 課題と対応 >

引き続き、被災国のニーズを的確に把握し活用可能な手段を組み合わせた適切な緊急援助を国際社会との連携・調整に基づき実施するとともに、派遣後のレビューを通じて継続的な改善に取り組む。

3-4. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

迅速かつ効果的な緊急援助の実施については、前例のない大規模な災害への対応として、2013 年度には、フィリピン台風災害に対して外国支援チームとして最も早く医療チームが現地入りし、東日本大震災の教訓を活かしながら、のべ 3,297 人を診療したことや、マレーシア航空機消息不明事案に対し、自衛隊や海上保安庁等と連携しつつ、計 8 件の国際緊急援助隊の派遣に参画し、迅速かつ継続的な支援活動を行った。2014 年度にはエボラ出血熱への対応として過去最大規模となる特殊かつ大量の緊急援助物資供与（個人防護具 72 万セット）を実施した。また、2015 年度には、ネパール地震災害に対し、2009 年以来 6 年ぶりとなる救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊の 3 形態でのチーム派遣に緊急援助物資供与も組み合わせた包括的な支援を展開した。とりわけ、医療チームには被災現場での手術も可能な機能拡充チームが初めて加わり、緊急の災害医療に大いに力を発揮した。2016 年度には、コンゴ民主共和国の黄熱病の流行に対し感染症対策チームの初めての派遣も実現した。このように、各年度とも緊急災害事案に対しては突発的な状況への適時・適切な対応という難易度の高い取組を実施したと評価できる。

国際緊急援助隊待機要員の能力維持・向上については、救助チームの技術の維持向上、訓練の実施により、2014 年度には、国際搜索救助諮問グループによる国際的な能力評価で最高分類の「ヘビー級」と再評価された。また、2015 年度には、前年に西アフリカで大流行したエボラ出血熱対応での教訓を踏まえ、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（JDR 法）施行（1987 年）後初の新たなチーム形態として、日本政府の政策（「国際的に脅威となる感染症の強化に関する基本計画」）との調和を図りつつ感染症対策チーム創設のため態勢整備として、160 名以上が登録する人材プールを整備し、登録者への研修を実施した。この新たな感染症対策チームは、2016 年度には EMT 登録制度の世界で 3 か国目（4 チーム目）となる国際認証を早くも取得した。加えて、2012 年度には WFP の倉庫を活用した他ドナーの備蓄物資との相互融通制度の整備や、大洋州で供与物資の現地備蓄制度を構築する等、迅速な緊急援助物資供与に向けた態勢の最適化を行った。

より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築については、災害緊急援助に関連した国際連携枠組に優先度を置いて積極的に参加し、WHO による EMT 制度推進への貢献や、EMT 枠組に係る MDS の議論への貢献、共同演習等を実施した。

以上を踏まえ、第 3 期中期目標期間においては、日本政府の政策実現にも貢献する感染症対策に関する新規チーム形態の創設と人材プール態勢の整備を行ったことや、国内外の関係機関との連携も強化しつつ、前例のない難易度の高い取組を実施したことが高く評価されることに加え、全ての年度において A 評価相当の目標を達成する成果を上げていることから、所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き、被災国のニーズに沿った適切な緊急援助を国際社会との連携・調整に基づき実施するとともに、制度の継続的な改善に向けた取組を期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・災害援助等協力については、実際の現場対応とともに、実派遣時に近い体制での実践的なシミュレーションの実施、緊急援助隊の能力維持・向上にむけて内外機関との情報共有・連携体制の強化、国際認証の取得など、地道に継続的な取組を重ねてきたことを高く評価する。

・したがって、中期目標期間を通じて「S」評価で異存ない。災害援助は防災と並んで日本が強みをも

つ協力として、JICA として今後も積極的に取り組んでいくことを期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 16	海外移住
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱, 開発協力大綱, 各年度の国際協力重点方針, 海外移住審議会最終意見書
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表 24/25/26/27/28-VI-1 (2012～2016) 経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127 (2012～2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット(アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
海外移住者支援事業の実績 (助成金交付対象団体, 件数)			30 44	30 42	28 42	22 35	19 33
日系個別研修事業規模縮減率 (人数・(コース)・経費千円)	2011 年度比 10%削減	61 (49) 181, 375	62 (49) 162, 47 9	60 (42) 161, 98 4	62 (43) 141, 02 4	52 (43) 142, 62 9	53 (45) 136, 60 1
移住投融资債権の回収状況 (期中減)(千円)			290, 145	417, 245	340, 488	209, 413	131, 51 6
入植地割賦金債権の回収状況 (期中減)(千円)			7, 815	6, 826	8, 070	297	584
◎海外移住資料館の来訪者数	30, 000/ 34, 000※	30, 23 1	36, 491	37, 553	40, 274	43, 272	52, 923
◎学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数	5, 000/ 5, 400※	4, 478	4, 994	6, 803	6, 593	7, 020	8, 296
◎海外移住資料館のウェブサイトアクセス数(訪問数)	113, 182/ 150, 000※	131, 598	154, 255	163, 928	192, 239	191, 923	201, 46 4

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標 ※2015 年度より目標値を引き上げ

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 機構は, 本事業を実施するに当たっては, 移住者の属する地域の開発に資するよう留意し, 移住者の定着・安定化を見つつ, 政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ, 海外移住者の団体に対する支援事業については, 引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また, 外交政策上の重要性を踏まえ, 海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報, 学術的研究等, 海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては, 各移住融資債務者の状況等を踏まえ, 必要に応じ償還計画の見直し等を行い, 債権の回収・整理を適切に進めるとともに, 早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。 なお, 日系個別研修については, 事業規模の縮減を行い, 機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については, 国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り, 効果的かつ効率的に実施する。
中期計画 (中期目標に同じ)
主な評価指標 指標 16-1 重点化の状況 指標 16-2 移住債権の状況 指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

3-2. 業務実績

指標 16-1 重点化の状況

1. 事業の重点化

日系社会のニーズの変化を踏まえ, 高齢者福祉及び日系社会の次世代の人材育成に重点を絞り, 移住

者・日系人の支援を行った（各年度）。2013 年度には、機構の海外移住事業の方向性を明確にした事業方針を作成した。

(1) 海外の移住者団体に対する支援（助成金交付事業）

- ・重点分野の事業に対する助成額の割合は、9 割以上の高水準を維持した（各年度）。

(2) 日系研修

- ・日系個別研修事業規模の縮減を図りつつ、重点分野に関連する研修を実施した（各年度）。
- ・日系研修の事業規模見直しを図るため、「日系研修に係るグッド・プラクティス及びニーズ調査」を実施し、日系研修の裨益効果の確認と絞り込みを行うための方策を検討した（2012 年度）。
- ・日系社会と日本の企業の互恵的連携関係の構築や民間連携支援のための研修を実施した（2014 年度）。
- ・現地ニーズを考慮した研修の重点化のため要望調査を行い、案件を形成した（2015 年度～2016 年度）。
- ・国ごとに実施していた「日系団体運営管理コース」の参加国をまとめて集団化し、回数を絞ることで効率化した（2016 年度）。
- ・高齢者支援のため、JA 長野厚生連佐久総合病院等の協力を得て、現地セミナー及び案件化調査を行った（2015 年度）。
- ・日系継承教育については、機構が実施する研修に国際交流基金関係者及び基金コースへの参加研修員の視察受入、海外移住資料館の視察や双方のコースに参加する研修員の意見交換会を行い、現地における連携の基礎づくりを行った（2013 年度～2016 年度）。

(3) 日系社会次世代育成事業

- ・日系子女のアイデンティティ形成と今後の日本語学習への動機付けを目指す「日系社会次世代育成研修」、次世代のリーダー育成を目指す「日系社会リーダー育成事業」を実施した（各年度）。
- ・2014 年度の総理中南米歴訪時に表明された 100 人への倍増に向け、「日系社会次世代育成研修」の高校生及び大学生を対象とするプログラムを新設・実施し、公約の 100 人の受入を達成し、既存のプログラムと併せ、中学生から大学院生まで切れ目のない次世代育成のための体制を整えた（2015 年度、2016 年度）。

(4) 日系社会ボランティア

- ・重点分野での派遣を実施した（各年度）。2014 年度の総理中南米歴訪時に表明された約 100 人への派遣増の実現に向け、ブラジルに案件形成調査団を派遣し（2014 年度）、追加募集を実施した（2015 年度）。これらの取組の結果、100 名の派遣を達成した（2016 年度）。

2. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

(1) 日系社会を通じた中南米民間連携支援

- ・「中南米日系社会との連携調査団」を派遣（2012 年度～）した結果、参加企業による日系社会との連携及び機構の事業への参画を通じて、現地での事業展開に着手する事例が生まれている。
 - パラグアイでのゴマ加工技術による小農産品の高付加価値化を図る案件化調査及び普及・実証事業（2013 年度～2015 年度）
 - ブラジルにおける防災システム普及促進事業（2014 年度）
 - ペルーにおける医療廃棄物処理等による連携促進基礎調査（2014 年度）
 - ペルーにおける水質浄化分野の連携促進基礎調査及び普及・実証事業（2013 年度～2015 年度）
 - ペルーにおける再生燃料製造に関する案件化調査及び普及・実証事業（2014 年度、2015 年度）

- パラグアイにおける自動車部品の販売に係る現地法人設立（2016 年度）
- ボリビアにおける金属屋根の製造・施工（2016 年度）
- ・農林水産省、経済産業省や JETRO 等と共催で中南米日系社会とのビジネス連携セミナーを都内及び各地方で開催し、中南米地域への事業及び日系社会に関する広報効果につながった（各年度）。

(2) ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開

- ・ブラジルの日系病院等と連携し、日本の医療・福祉分野の国際展開を考えるためのセミナーを実施した結果、セミナー参加企業による機構の民間技術普及促進事業への提案につながった（2014 年度）。
- ・総理のブラジル訪問時に表明された日系病院への支援として、年度途中に「日系医学」集団コース 1 件を立ち上げ、研修員 12 人を受け入れた（2014 年度）。
- ・ブラジルにて外交関係樹立 120 周年記念セミナー「日伯医療連携の未来～最新技術が拓く健康社会」を後援し、パネリストとして機構の取組、協力制度に関する情報を発信した（2015 年度）。
- ・「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」による民間連携を通じ、ブラジル日系病院及び国立大学病院関係者を対象に、医療用画像管理システムを実証用に導入し、画像診断をデジタル化及び共有化するとともに読影医師の育成を図ることで、医療機関連携による診断効率の向上と病院の経営改善の有用性について理解促進を図った（2015 年度）。
- ・日系研修「5S-Kaizen による看護師の管理能力の向上」に日系病院から看護師 6 名が参加し、5S-Kaizen のツールを用いた業務環境改善の経験を学び、帰国後に同病院で結果を共有した（2016 年度）。
- ・日本の医療・社会福祉法人及び民間企業を募った「ブラジル日系医療機関との連携調査団」を派遣した。現地の日系人・団体が経営する病院や高齢者福祉施設への訪問や協議を通じ、両国間のネットワークが強化され、今後の協力案や連携の可能性が整理された（2016 年度）。

指標 16-2 移住債権の状況

- ・債権の分類整理を進め、債権管理業務を終了するための基本方針を策定した（2012 年度）。
- ・パラグアイにて、日系社会の互惠関係増進に資する形で債権管理・回収業務を終了した（2014 年度）。
- ・ボリビアにて、日系社会の互惠関係増進に資する形で債権管理・回収業務を終了した（2015 年度）。
- ・ドミニカ共和国とアルゼンチンにおいて、移住債権管理を終了する方策の具体化を進めた（関連細則及び実施要領の策定と適用）（2015 年度～2016 年度）。
- ・中期目標期間期末の債権残高は 5.1 億円で、期中に期首債権残高比で約 69%減少した。

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

1. 海外移住資料館の運営

- ・入館者数、教育プログラム参加人数、ウェブサイトアクセス数計画値について、目標値の 120%以上を達成した（2012 年度～2015 年度）。
- ・過去の管理・運營業務での民間競争入札の経験も踏まえ、民間企業の業務運営上の創意工夫をいかに管理・運営契約を締結した（2014 年）。

2. 海外移住資料館を活用した、移住事業及び日系人社会に対する国民の理解促進に向けた取組

- ・内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」としての要件整備を進めた結果、海外移住資料館が認定を得、同資料館が保有する歴史文書・資料の学術的、歴史的な価値を確立した（2012 年度）。
- ・海外移住資料館設立 10 周年記念シンポジウムを開催し、加えて地域の大型イベントとの連携や今日

性のあるテーマと関連付けた広報の推進，地域の学生・生徒への教育プログラム等を実施した（2012年度）。

- ・ 移民送出県（沖縄，和歌山，福岡）と連携し特別展を開催した（2013年度～2015年度）。
- ・ 神奈川県下の学校への働きかけにより，団体訪問数，教育プログラム受講者数が増加した（2014年度）。

3. 日本国内及び世界各国の博物館，資料館との連携と機能強化

- ・ 全米日系博物館と連携し，「日系人と混血－Hapa とメスチッソ」展を開催したほか，全米日系人博物館の日本人観光客向けに音声ガイドを作成した（2013年度）。
- ・ ペルー日系人協会の協力の下で作成したペルー移民検索システムをデジタルミュージアムに追加した（2013年度）。
- ・ ハワイにおける日系社会調査を実施し，ハワイ日本文化センターやハワイ・ジャパニーズセンターとの連携可能性を確認した。ブラジル・メキシコでララ物資現地巡回展に関する調査を実施し，過去の企画展示の現地博物館での展示を計画した（2015年度）。

3－3．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：移住者の定着・安定化の状況を踏まえ，高齢者福祉支援及び人材育成を重点とした事業の重点化，移住債権の適切な回収及び債権回収業務の終了に向けた取組，海外移住に関する知識の普及を実施するなど，各年度で所期の目標を着実に達成している。

事業の重点化については，日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築のため，2012年度より「中南米日系社会との連携調査団」を派遣し，参加企業の機構の事業への参画や現地での事業展開への着手といったインパクトを生み出している。さらに，2014年度の総理の中南米訪問時に表明された日系社会支援の政策に対応し，次世代の日系人材を育成するための研修，日系病院との連携強化，日系社会ボランティア派遣増に取り組んでいる。

移住債権については，2014年度にパラグアイ，2015年度にボリビアで日系団体への債権譲渡を終了し，中期計画開始時に4か国あった債権管理対象国を2か国にし，移住債権管理終了の方策の実施時期を前倒して実施した。これらの結果，中期目標期間中に債権残高は期首から約69%減少した。

海外移住に関する知識の普及については，2012年度に海外移住資料館が「歴史資料等保有施設」としての認定を受け，同資料館が保有する歴史文書・資料の学術的・歴史的な価値を確立した。

上記のとおり，全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから，全体として中期目標における所期の目標を達成したと評価する。

＜課題と対応＞

日系社会の存在が日本とのより強い絆となるよう，必要な移住者支援策を継続し，日系社会との連携・協力に取り組む。

3－4．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

事業の重点化については，日系社会との互恵的・持続的な連携構築のため，2012年度から本邦企業と合同で，「中南米日系社会との連携調査団」を派遣し，参加企業による機構の案件化調査や，普及・実証事業，連携促進基礎調査などの中南米における事業への参画等のインパクトを生み出している。

さらに、2014 年度の総理の中南米訪問時に表明された日系社会支援政策を受けて、次世代の日系人材を育成するための研修への受入れ 100 名への倍増との公約に対して、高校生及び大学生を対象とするプログラムを新設・実施する等の取組により達成した他、日系病院に対する支援との公約に対して、「日系医学」集団コース 1 件を立ち上げ 12 人の研修員を受入れ、日系社会ボランティア派遣数の約 100 名への増加との公約に対して、案件形成調査団の派遣や追加募集を実施した結果、2016 年度に 100 名の派遣を達成する等の取組を迅速に実施したことは、政策実現に貢献する成果として評価される。

移住債権については、2014 年度にパラグアイ、2015 年度にボリビアで日系団体への債権譲渡を終了し、当中期計画開始時に 4 か国あった債権管理対象国は 2 か国になり、2012 年度に策定した移住債権管理業務を終了するための基本方針の実施時期を前倒しして実施した。これらの結果、中期目標期間中に債権残高は期首から約 69%減少した。

海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況については、海外移住資料館の一層の活用に向けた全米日系博物館や、移民送出県と連携した特別展の開催や、設立 10 周年記念シンポジウムの開催、地域の大型イベントとの連携、地域の学生・生徒への教育プログラムの実施等の取組を促進し、来訪者数、学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数、海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数）は 2012 年度の基準値に比べ毎年度増加し、各年度計画の目標値（それぞれ 34,000 人、5,400 人、150,000PV）を上回る成果（最大となった 2016 年度はそれぞれ 52,923 人、8,296 人、201,464PV）をあげた。また、2012 年度に海外移住資料館は内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」としての認定を受け、同資料館が保有する歴史文書・資料の学術的・歴史的な価値を確立した。

以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>

日系社会との互恵的連携関係の構築・拡充に貢献することを期待する。また、今中期目標期間に策定した融資事業終了策を推進することを期待する。

<その他事項> （有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 17	環境社会配慮
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱, 開発協力大綱, 各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表 24/25/26/27/28-VI-1 (2012～2016) 経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127 (2012～2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット(アウトカム)情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
環境社会配慮ガイドラインの適用実績(件)			667	663	589	616	609
カテゴリ分類ごとの案件数(A/B/C/FI)			31/177	35/153	30/142	26/13	21/130/453/5
			/	/463/1	/	7/445	/8
			448/11	2	406/11		
関係者等に対する研修実績(人)			698	930	694	702	907

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (イ) 環境社会配慮 機構は, 事業実施に当たっては, 環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め, 環境社会配慮ガイドライン(平成 22 年 7 月 1 日より施行)に則り, 第三者の関与も得て, 環境及び社会に配慮した業務運営を行う。 中期計画 (中期目標に同じ) 主な評価指標 指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況 指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

3-2. 業務実績

指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1. 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用

- ・環境社会配慮ガイドラインでは, 支援要請がなされたプロジェクトが環境社会面に与えると予想される影響の大きさに応じて A, B, C, FI のカテゴリに分類し, 相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけることとしている。カテゴリ分類結果を踏まえて, 案件検討から審査, 実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った(各年度)。
- ・ガイドラインに則り, 環境社会配慮助言委員会の全体会合及びワーキンググループ会合での議論を経て, 環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行う国際的にも類を見ない委員会であり, 全助言を緩和策の策定や実施等にかかしている。全会合を公開し, 逐語議事録を機構ウェブサイト上で公表するなど, 透明性の高い運営を継続した(各年度)。
- ・モニタリング強化のため, 事業実施段階で案件監理調査を行い, 審査時合意事項の実施状況を確認し, 対処事項の先方実施機関への提言を開始した(2013 年度)。事業実施段階での環境社会配慮の取組本格化のため, 審査時合意事項の実施状況の環境社会配慮助言委員会への報告を開始した(2014 年度)。
- ・情報公開の促進のため, 案件主管部が情報公開作業を直接行うシステムを導入した結果, 即時の公開が可能になるとともに, 公開手続きに関わる従事者を半減できた(2014 年度)。

- ・ 中期目標期間中に 5 件の異議申立があった。2014 年度は 3 件あり、うち 1 件は異議申立手続きがなされた結果、不遵守はないとの報告書が理事長に提出され、残りの 2 件は相手国政府による補償交渉・認可手続き中のものであったため、予備調査段階で却下となった。また、2015 年度は 2 件あり、いずれも開発途上国政府の認可の手続き中の事項に対する異議申立てであったこと、また建設計画の変更により申立人が主張する被害が発生する可能性がなくなったことから、予備調査段階で却下となった。

2. 国際機関の環境社会配慮政策等との調和化に向けた取組

- ・ 世界銀行等国际機関と協議を実施し、国際機関の環境社会配慮政策の改定の動向や環境影響評価に関する潮流をフォローした。その結果、機構の環境社会配慮の運営への反映を行った（各年度）。
- ・ 国際影響評価学会総会で機構の取組を発信し、国際機関や他国援助機関と情報交換を行った（各年度）。
- ・ 調和化に向けた他の援助機関との協議結果に基づき、世界銀行、ADB、オーストラリア外務貿易省、機構の 4 機関が協力して、アジア・太平洋諸国に対する環境社会配慮政策の効果的な適用を目的とした取組を推進する旨を記した覚書を締結し、具体的な連携について協議した（2015 年度、2016 年度）。

3. 環境社会配慮ガイドラインの見直し

- ・ 2013 年度に検討した見直し方針に基づき、以下を中心とする運用面の見直しを行った（2014 年度）。
 - 用語の解釈の明確化（「不可分一体の事業」「累積的影響」「重要な自然生息地」等）
 - 社会的弱者に配慮したステークホルダー協議の対象者・方法等の明確化
 - 開発途上国関係者の意見、第三者委員会（環境社会配慮助言委員会）の確認
- ・ 運用見直し結果を踏まえ、環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）を改訂し、機構ウェブサイト上で公開した。ガイドライン事務手続きマニュアルを全面改訂した（2015 年度）。

指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

- ・ 機構内部者向け説明、協力相手国実施機関向け説明、コンサルタント向け研修、審査部職員の海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明、日本国内の大学・大学院での講義を行った（各年度）。
- ・ 既存の研修資料をアップデートしつつ E-learning による研修用コンテンツを作成し、機構内関係者を対象に試行して 2017 年度からの本格運用に向けて準備した（2016 年度）。

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：環境社会配慮ガイドラインの適切な運用（事業実施段階の監理強化を含む）、国際機関等との調和化に向けた情報交換・協議、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外関係者の研修等を順調に実施した。

また、ガイドラインに基づき、事業実施段階での環境社会配慮助言委員会への報告や、カテゴリ A 案件を対象とした実施段階の環境社会配慮に関するモニタリング文書の取付け等を確認・促進し、事業実施段階の取組を進めた。また、中期目標期間中の異議申立に対して適切に対応した。

さらに、世界銀行の環境社会配慮政策の改定に関する世界銀行幹部との会合の結果を踏まえて、改定ドラフトの内容や論点を整理し、機構内に情報共有した。また、世界銀行等が集まる国際開発金融機関との会合等の機会を通じて機構の取組を発信した。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として中期目標における所期の目標を達成したと評価する。

＜課題と対応＞

引き続き、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また、研修・セミナー等を通じて関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて、世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえ、環境社会配慮ガイドラインを包括的に検討して改定し、国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。

3－4．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

環境社会配慮ガイドラインの運用については、ガイドラインに基づき、事業実施段階での環境社会配慮助言委員会への報告等の事業実施段階の取組や、機構の環境社会配慮に関する取組の改善を適切に実施した。環境社会配慮ガイドラインの質の向上及び他機関との調和化に向けた取組として、世界銀行等国際機関との間で環境社会配慮政策についての協議を実施した。加えて、国際影響評価学会等の国際的な会合において、機構の取組の対外発信を行った。

環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組については、相手国実施機関向けの説明会を含む、機構内外の説明会を実施し、関係者等に対する研修実績は2012年度698人、2013年度930人、2014年度694人、2015年度702人、2016年度907人となり、関係者に対する理解の促進を行うとともに、大学・大学院等で機構の経験を基にした講義を実施した。

以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を期待したい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 18	男女共同参画
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱, 開発協力大綱, 各年度の国際協力重点方針, 日本再興戦略, 国家安全保障戦略, 人身取引対策行動計画 2014, ジェンダーと開発イニシアティブ, 女性・平和・安全保障に関する行動計画
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表 24/25/26/27/28-VI-1 (2012～2016) 経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127 (2012～2016)

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット(アウトカム)情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ジェンダー案件比率(件数ベース)					32%	39%	33%
ジェンダー主流化調査実施率(件数ベース)					新規	55%	61%
職員等に対する研修実績(人)			196	163	186	197	193
外部人材に対する啓発実績(人)			280	337	408	270	340

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ロ) 男女共同参画 開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から, 機構は, 事業実施に当たり, 女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し, 女性の地位向上に一層取り組む。
中期計画 (第一文は中期目標と同内容につき省略) そのため, 職員その他の関係者に, 開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに, 実施の各段階において, ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。
主な評価指標 指標 18-1 ジェンダー主流化推進態勢の運営状況 指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

3-2. 業務実績

指標 18-1 ジェンダー主流化推進態勢の運営状況

1. 機構内のジェンダー主流化推進体制の運営

- ・ 機構内の案件のジェンダー案件比率は 2011 年度の 29% から 2016 年度 33% まで向上した。
- ・ ジェンダー案件の形成を促進するため, ジェンダー主流化状況を「見える化」し, 主流化状況を図表化等したものをジェンダー責任者会議等, 機構内で共有した (2013 年度)。
- ・ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する協力方針を策定し, 機構が優先的に取り組むべき課題を明らかにした (2014 年度)。
- ・ ジェンダー主流化アクションプランを策定し, 開発事業への女性の参画の向上と裨益の拡大を進めるために, 特に準備中の案件を中心にジェンダー主流化に取り組んだ (2015 年度～)。

2. 機構内外の関係者に対する研修を通じたジェンダー理解の促進

- ・ ジェンダー視点を案件の計画・実施に反映させる知見を身につけるため, セクター別の執務参考用資料や収集・整理した優良事例を事業担当部と共有し, 開発コンサルタント等の ODA 事業関係者と勉強会や意見交換会を開催した (各年度)。
- ・ 特に農業・農村開発ではジェンダーの視点が重要であるため, 機構内外の関係者を対象とした能力強

化研修を実施した（2014 年度～2016 年度）。

3. ジェンダー主流化に関する機構の経験や知見の対外的な発信

- ・「アフガニスタンに関する東京会合」や「ジェンダー平等・ネットワーク会合（DAC/GENDERNET）」等の国際会議において機構の取組を発信した（2012 年度）。
- ・EU と連携し、国際女性の日の記念イベントとして「JICA ジェンダーセミナー」を開催し、機構のジェンダー主流化の取組を発信した（2012 年度）。
- ・政府が主導して開催された「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!TOKYO 2014）の分科会に機構理事長が参加し、社会の強靱性の向上、危機と構造的な問題への対応のためのジェンダー主流化の意義を発表した（2014 年度）。WAW!2015 では、ハイレベル・ラウンドテーブル「マルチステークホルダー連携による国際協力」に機構理事長、「女性と教育」に機構理事が各々登壇し、機構のジェンダー平等の取組を発信した（2015 年度）。また、WAW!2016 では、「平和・安全保障における女性の参画とエンパワーメント」に機構理事長が登壇し、女性を含む多様なステークホルダーの視点を組み込むことの有効性を訴え、これらが全体会合の提言に反映された（2016 年度）。
- ・サイドイベントとして米国ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所長を招いて国際シンポジウム「平和構築と防災分野における女性の参画とリーダーシップの発現に向けて」を開催した。日米の平和構築と防災分野の経験を共有するとともに、同研究所と共同で進めている調査研究の概要を紹介した（2015 年度）。
- ・TICAD V 開催に合わせてシンポジウム「女性の活躍と経済成長」を開催（2013 年度）。また、TICAD VI のサイドイベントにて機構理事長よりアフリカにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの必要性について機構の取組を紹介しつつスピーチした（2016 年度）。
- ・中米統合機構と女性の経済的自立に関わるセミナーを共催し、加盟国の女性担当大臣と地域のジェンダー主流化の課題と域内協力の重要性について議論した（2016 年度）。

指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

1. 援助実施方針及び個別案件におけるジェンダー視点の反映

- ・国別分析ペーパーの策定過程、新規事業の形成段階においてジェンダー視点の反映に努めた課題別指針を作成した（各年度）。
- ・女性の経済的エンパワーメントにも資する事業（キルギス一村一品、フィリピン台風災害復興支援等）を実施した結果、女性のコミュニティにおける発言力の強化や、災害弱者になりやすい女性の保護等につながった（2014 年度）。
- ・ネパール震災の初期のニーズアセスメントでジェンダーニーズ調査を行い、女性の暴力からの保護、生計向上、保健医療等での留意事項を整理し、復旧・復興事業計画に反映させた（2015 年度）。
- ・アフガニスタンに女性警察官、ジェンダー専門家を派遣し、女性警察官に対してジェンダー問題への意識向上や女性に対する暴力への対応能力の向上のためのワークショップを実施した。UNDP 及びトルコ政府との連携により実施し、女性警察官の能力強化につながった（2014 年度、2015 年度）。
- ・女性の利便性や安全に配慮したインフラ整備を進めた（インド・デリーメトロ、バングラデシュ・ダッカ都市交通整備事業等）（2015 年度、2016 年度）。
- ・ASEAN の女性起業家・グループ等を支援するマイクロファイナンス機関に出資した（2016 年度）。

2. 政策への機動的な対応

種々の分野での活動でジェンダーの視点に立った業務運営を進めるべく、以下のような取組を行った。

- ・ 2013 年 9 月の国連総会において総理が表明した公約を実現すべく、女性の社会参画や保護に関連する事業実施を促進させた（2013 年度）。
- ・ 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の応募勧奨分野に「女性の社会進出及び活躍支援」を追加し、27 件の提案に対して 5 件を採択した（2013 年度）。
- ・ 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム、国連防災世界会議パブリックフォーラム「女性と防災」において機構理事長、副理事長から発信を行った（2014 年度）。
- ・ TICAD V 支援策の推進のため、女性に配慮した SHEP アプローチ（小農による市場志向型農業）の広域展開やアフリカ女性企業家セミナー等を実施した（2014 年度）。また、横浜市と連携し、日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラムを 2013 年度から実施している。帰国後に若手起業家向けメンタリング組織の立上げや同業者の組織化を図った事例が出てきている（2015 年度）。
- ・ 米国務省開催のアフリカ女性企業家プログラムでカイゼンワークショップを開催（2014 年度）。
- ・ 日本政府の国連安保理決議 1325 号行動計画の作成に向けた 12 回の検討会に参加し、機構の知見に基づく意見を提出することで具体性のある行動計画の策定に貢献した（2014 年度、2015 年度）。また、同計画のモニタリング作業部会に参加し、政府の報告書作成に貢献した（2016 年度）。
- ・ 2015 年 3 月に開催された「第 3 回国連防災世界会議」で発表された仙台防災協力イニシアティブを踏まえ、アジア 7 か国より行政官と市民代表者を招き、日本政府の取組の紹介や東北の復興現場の視察を通じて、防災における女性、障がい者、高齢者等への対応のあり方について議論した。「仙台防災枠組 2015－2030」に関する国家防災計画を改定する各国の動きを踏まえ、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）駐日事務所とも連携して準備した。（2015 年度）。また、アジア太平洋地域会合等複数の国際会議でジェンダーと災害リスク削減に係る機構の取組や課題を発信した（2016 年度）。

3－3．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：事業におけるジェンダー主流化の推進のため、ジェンダー主流化アクションプランの作成や機構内外の関係者への研修の実施などの体制・基盤強化に取り組んだ。機構の案件のジェンダー案件比率は 2011 年度の 29%から 2016 年度には 33%に向上し、事業でのジェンダー主流化を着実に進めた。

また、2013 年 9 月の国連総会では、総理が表明した公約実現に向け、女性の社会参画や保護に関連する事業実施を促進させた。加えて、開発途上地域の女性の経済的エンパワーメント支援のため、2013 年の TICAD V より、女性に配慮した小農による市場志向型農業（SHEP）のアフリカ広域展開を進め、日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラムを立ち上げた。紛争下の女性の支援では、アフガニスタン、コンゴ民主共和国等の紛争国で、女性の保護への課題対応のため、女性警察官の育成を進めた。

防災分野では、ネパール震災時に初期のニーズアセスメントからジェンダー視点を加えた支援を行ったほか、「第 3 回国連防災世界会議」を踏まえ、アジア 7 か国の行政官と市民団体を招いてジェンダー主流化について議論し、「仙台防災枠組 2015－2030」下での各国の防災計画の改定を促進した。

国連安保理決議 1325 号（女性・平和・安全保障）に係る日本政府の行動計画に関し、行動計画の検討プロセスで機構の知見を提供し策定に貢献するとともに、その後のモニタリングにも貢献した。これらに加え、TICAD や WOW!等の各種国際会議で日本のジェンダーに係る取組を発信するとともに、実務者レベルで今後のジェンダーに係る具体的取組を議論した。

上記のとおり、全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから、全体として中期目

標における所期の目標を達成したと評価する。

＜課題と対応＞

我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、引き続き、事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。

3-4. 主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

ジェンダー主流化推進態勢の運営については、日本政府の政策への機動的な対応としてジェンダー主流化アクションプランの作成や機構内外の関係者への研修の実施などの態勢・基盤強化に積極的に取り組んだ。その結果、機構内の案件におけるジェンダー案件比率は2011年の29%から2014年度32%、2015年度39%、2016年33%と2014年度以降30%を超えて推移しており、事業でのジェンダー主流化を着実に進めた。また、機構の取組について、国際会議での発表や、共同研究を通じ対外的な発信を積極的に行った。

ジェンダー視点に立った事業の運営については、2013年6月に開催されたTICAD Vや2013年9月の国連総会で総理が表明した公約、2015年3月に開催された「第3回国連防災世界会議」にて発表された仙台防災協力イニシアティブを踏まえ、女性に配慮した小農による市場指向型農業（SHEP）のアフリカ広域展開を進め、日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラムを立ち上げたり、ネパール震災時に初期のニーズアセスメントからジェンダー視点を加えた支援を行ったりしたほか、アジア7か国より行政官と市民代表者を招き、日本政府の取り組みの紹介や東北の復興現場の視察を通じて、防災における女性、障がい者、高齢者等への対応のあり方について議論する等、女性の社会参画や保護に関連する取組を実施した。

以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

ジェンダー視点の取組の優良事例や教訓の取りまとめ及び同結果を活用したより一層の女性の参画につながる活動の展開に期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 19	事業評価
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱, 開発協力大綱, 各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表 24/25/26/27/28-VI-1 (2012～2016) 経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127 (2012～2016)

2. 主要な経年データ							
⑤ 主要なアウトプット(アウトカム)情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
10 億円以上の事業に対する外部評価の実施率						新規	100%
汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標の整備						新規	3 分野
インパクト評価実施件数						新規	4 件
外部事後評価着手件数(うち技術協力/円借款/無償資金協力)			96 (20/50/26)	79 (20/41/18)	98 (20/51/27)	91 (25/35/31)	96 (27/34/35)
内部事後評価着手案件(うち技術協力/無償資金協力)			43	62 (32/30)	78 (55/23)	73 (53/20)	82 (63/19)
評価結果ウェブサイト公開件数(和文/英文)			138/137	184/182	188/182	167/165	171/167
テーマ別評価実施件数			2	3	3	2	1
汎用性・実用性の高い教訓の横断分析(累積)					5	9	15
開発課題別の指標整備(累積)(注)				22% (6 分野)	52% (14 分野)	87% (20 分野)	100% (22 分野)
研修実施件数					新規	15 回	15 回
⑥ 主要なインプット情報			2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
従事人員数(人)			14	16	16	16	16

(注) 技術協力プロジェクトの標準的指標整備累計

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ハ) 事業評価 客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から, 当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価(PDCA サイクル)を適切に実施する。また, これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し, 「ODA の見える化」を推進するとともに, 評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。
中期計画 (一段落目は中期目標と同内容につき省略) 具体的には, ● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに, 得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 ● 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ, よりわかりやすく迅速な発信を進める。 ● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等, 新たな評価手法の実施に取り組む。
主な評価指標 指標 19-1 事後評価の実施及び透明性の向上(説明責任) 指標 19-2 事業評価を通じた学習・改善の促進 指標 19-3 事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施

3-2. 業務実績

指標 19-1 事後評価の実施及び透明性の向上（説明責任）

1. 事後評価の実施及び情報公開

- 外部評価：外部評価の対象となる原則 10 億円以上の全ての事業に対し外部の第三者による事後評価を行った。評価結果は速やかに機構ウェブサイトで公表した（各年度）。
- 内部評価：2 億円以上 10 億円未満の事業について、海外拠点等が内部評価を行った。評価結果は速やかに機構ウェブサイトで公表した（各年度）。
- 事業評価年次報告書の作成・公開：機構の事業評価に関する年度内の活動を取りまとめた「事業評価年次報告書」を機構ウェブサイトで公表した（各年度）。
- 事業評価の取組が、機構の社会貢献債（JICA 債）が国際資本市場協会により国内市場で初めてソーシャルボンドとして認定される一つの要件を満たす結果にもつながった（2016 年度）。

2. 評価における透明性の向上

- 事業評価外部有識者委員会の開催：年 2 回開催し、事業等の評価に関する助言を受け、評価の質の向上、フィードバックの強化、評価の説明責任の確保等に取り組んだ（各年度）。
- 透明性確保のための事業評価外部有識者委員会によるレビュー：2015 年 6 月に実施された行政事業レビューで評価におけるより一層の透明性の確保が課題として挙げられたため、事業評価外部有識者委員会において、機構の外部評価制度（プロセス）及びその結果（サンプル）のレビューを行った。その結果、説明責任の観点から高い評価を得た（2015 年度）。

3. 戦略的な取組

- 2015 年 6 月の行政事業レビューで外部評価への多様な主体（NGO、大学、開発途上国等）の参加の促進が改善課題として挙げられたことを受け、外部評価 3 事業について、NGO や大学が参加する形で評価し、現地活動経験や専門分野の知見を踏まえた示唆を得た（2015 年度、2016 年度）。
- 中長期的な取組として、外部評価への参加者の裾野を拡大するため、大学向けに機構の事後評価に関する個別説明やセミナー開催等に着手するとともに、NGO との意見交換等を行った。また、外部評価実施を通じた若手評価者の育成を行った（2015 年度、2016 年度）。

指標 19-2 事業評価を通じた学習・改善の促進

1. 事後評価の質の向上に向けた取組

- 汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）：個別事業から得られた重要な教訓を類似案件等に活用しやすい形に横断的に分析・加工した（2014 年度 5 分野、2015 年度 4 分野、2016 年度 1 分野）。横断分析の結果を機構内で検索可能なように蓄積する包括的・組織的な仕組みを導入し、新規事業の形成段階で組織的な活用を進めたほか（2014 年度）、国際会議等での発信も行った（2015 年度）。また、ナレッジ教訓及び個別事業の教訓の活用状況のモニタリングを開始した（2016 年度）。
- 開発課題別の指標の整備及び代表的教訓レファレンス：事業の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すための参考となるよう、解決すべき開発課題に応じた標準的な指標例を整理し、機構ウェブサイトで公表した。無償資金協力 12 分野（2012 年度 7 分野、2013 年度 5 分野）、技術協力の全ての分野で作成した（2013 年度 6 分野、2014 年度 8 分野、2015 年度 6 分野、2016 年度 2 分野）。「無償資金協力開発課題別の標準指標例」は、「第 11 回行政改革推進会議」にて、各府省が行う事業改善の取組の優良事例として同会議有識者委員に高く評価された。

- JICA 事業評価ガイドライン・ハンドブック：2010 年の JICA 事業評価ガイドライン第 1 版制定後の各種の制度変更を反映するため、第 2 版を作成した。また、海外の関係者向けに英文版を初めて作成し公表した（2014 年度）。さらに、同ガイドラインを補完するため、事業評価実施に必要な基礎知識や考え方、事業スキームごとの評価の視点をまとめた事業評価ハンドブックを作成・公表した（2015 年度）。
- 外部有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」を設置し、質の向上に向けて事業効果の発現プロセスの評価の手法の整理や、第三者によるメタ評価を試行した（2016 年度）。

2. 事業へのフィードバック強化

- ・ 外部評価総合レーティングが低い事業（4 段階最下位）への対応：外部評価完了案件で該当する案件全てについて、提言・教訓を踏まえた機構事業部門の対応を取りまとめ、事業評価年次報告書で公表した（各年度）。
- ・ 機構事業部門が行う事前評価の質を高めるため、担当事業部による事業事前評価表の決裁の前に評価部との協議を義務付けている。事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を設け、教訓の活用を徹底した（2012 年度）。これに基づき、事業部が行う全ての新規案件の計画・審査段階の事業事前評価表等に対し教訓のフィードバックを実施し、助言・支援を行った（各年度）。
- ・ 事後評価結果の組織内共有：事後評価結果を機構の事業部門に直接フィードバックすることを目的とした説明会を実施し、事後評価からの学びと教訓に加えて、横断分析から得られた示唆を共有した（2014 年度～2016 年度）。

3. 教訓など評価結果の活用促進

- ・ 計画段階における評価結果の活用事例：過去の事後評価結果から得られた教訓をその後の新規事業の案件形成、実施に活用した好事例を収集し、事業評価年次報告書で公表することで教訓の活用促進を図った（2013 年度）。また、全ての新規案件の事業事前評価表に対して教訓をフィードバックし、開発効果に至るロジックの構築や適切な指標設定などについて助言した（各年度）。
- ・ 事後評価における教訓の活用状況の確認：2015 年度に開始した外部評価 6 事業において、事業実施段階における教訓の活用状況を確認した（2015 年度、2016 年度）。
- ・ 教訓の活用状況に関する事業評価外部有識者委員会によるレビュー：事業評価外部有識者委員会において、汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）の活用状況を報告した（2015 年度、2016 年度）。

4. 戦略的な取組

- ・ 評価結果を俯瞰した横断分析や詳細分析を行い、事業評価年次報告書で公表した（各年度）。また、開発協力大綱に新たに記載された「評価対象の特殊性に合わせた評価」に対応するため、2015 年度に着手した事後評価（外部評価）において平和構築、日本センター事業等の分野で評価対象の特性を踏まえた追加的な分析を行った（2015 年度、2016 年度）。
- ・ 事業の計画・実施及び制度改善に向けたフィードバックのため、過去の事後評価結果（外部評価）約 740 件に対する定量分析及び定性分析に着手した（2015 年度）。
- ・ インパクト評価の実施を推進し、累計 21 件の結果を機構ウェブサイトで公表した。また、機構内の研修や、インパクト評価を担う実務者の育成のための外部向け研修を行った。さらに、日本評価学会や国際会議の場で機構の取組を発信した（各年度）。

- ・プログラム単位の評価等：プログラムの目標を示す指標の設定を 10 の協力プログラムについて実施するとともに、プログラム評価に関する概念や記載方法を整理した（2012 年度）。また、コロンビア「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の試行的な評価を実施した（2013 年度）。テーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」では協力プログラムの「評価可能性」に着目し、評価設問項目、評価ツール等を作成した（2014 年度）。
- ・2015 年度に着手した事後評価において、計画時にジェンダー視点での指標等が設定されていない事業についても、事後評価段階で可能な限りジェンダー視点での実績・効果の把握・分析を積極的に試みることでジェンダーの視点を強化した（2015 年度）。
- ・世界銀行、ADB と機構とが協働してスリランカ水セクター事業の評価に関する合同ケーススタディを実施し、評価の知見を共有しつつ、有用な教訓の導出、学習と改善に向けた取組を進めた（2016 年度）。

指標 19-3 事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施

1. 人材育成

- ・内部向け研修：職員等の評価能力向上のため、機構の事業評価制度や評価結果の活用方法、事業実施に当たっての評価結果の活用等に関する研修を実施した。また、内部評価の質の向上のため、海外拠点で事後評価に関わる所員・現地職員向けに実務研修を実施した（30 回～40 回程度／年、各年度）。
- ・外部向け研修：実施機関や帰国研修員を対象に、機構の事業評価制度に関するセミナーを実施するとともに、事業評価の実施・モニタリング評価の強化に関する研修を実施した。
- ・アジア大洋州評価協会国際会議の ODA 評価ワークショップにて海外拠点のナショナルスタッフが各拠点の評価の取組を発表した（2016 年度）。
- ・外部人材の育成や評価諸手法の能力強化のため、インパクト評価や社会調査の手法に関する説明会・研修を実施したほか、日本評価学会が実施する評価士養成講座で講義を行った（各年度）。開発途上国側のオーナーシップの強化や評価能力強化の一環で、合同評価を行った（2012 年度、2014 年度）。

2. 対外発信

- ・日本評価学会や国際開発学会において、機構のインパクト評価や事業評価全般の取組状況を継続的に発表した。また、アジア・大洋州諸国を対象とした外務省主催の ODA 評価ワークショップで機構のインパクト評価に関する取組を発表した（2015 年度、2016 年度）。日本評価学会では、2016 年度に初めて個別セッションを設けてインパクト評価を中心に発表した（2016 年度）。
- ・経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）開発評価ネットワーク（DAC-EVALNET）や援助関係機関の評価部門と意見交換を実施し、開発協力の質の向上について議論を深め、評価手法や評価の質の改善について有用な情報を収集した（2013 年度～）。AFD や KOICA と合同評価を実施した（2013 年度、2014 年度）。また、フィリピンの国家経済開発庁と機構で合同評価ワークショップを開催し、フィリピンに関する事後評価からの教訓等を共有した（2015 年度）。

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：機構事業の「説明責任」の確保と評価を通じた「学習と改善」という二つの目的の下、質の高い事業評価を実施するための不断の取組を行っている。

前者の目的「説明責任」を達成するため事後評価を着実に実施し、結果を速やかに公開した。また、

定期的に開催する事業評価外部有識者委員会の助言を受け、評価の質の向上、フィードバックの強化、事業評価年報の改善に着実に取り組むとともに、透明性を確保している。これらの取組もあり、2016年度には機構債権が国際資本市場協会により国内市場で初めてソーシャルボンドとして認定される一つの要件を満たす結果にもつながっている。

後者の「学習と改善」では、事後評価の質の向上に向けた取組として、汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓の作成）や開発課題別の指標整備を行った。特に指標整備については、本中期目標期間中に全ての主要課題の指標整備を完了した。横断分析の結果は、機構内で検索可能となるように蓄積し、新規事業の形成段階において組織的な活用を進めたほか、国際会議等での発信も行った。また、ガイドラインやハンドブックを整備・公表し、機構内外の評価実務者の育成や客観的な評価の質の担保に貢献している。さらに、外部評価総合レーティングが低い事業への対応や新規事業への教訓のフィードバック等を着実にを行い、事業へのフィードバックを強化した。

特筆すべき成果として、2014年度の行政改革推進会議では、「無償資金協力開発課題別の標準指標例」が各府省による実質的、自発的な事業改善の取組の一つとして紹介され、具体的な数値目標・効果指標を設定してPDCAサイクルを強化した点が政府全体で共有すべき優良事例として選定された。また、2015年度には、行政事業レビューでの指摘に機敏に対応し、事業評価外部有識者委員会での事後評価報告書の質・評価プロセスの確認や、多様な主体（NGO、大学等）の評価への参加促進を図る事後評価の開始など、具体的かつ的確に改善に向けた取組を行った。

さらに、インパクト評価の継続的な推進、機構で初の試みとなる事後評価結果の統計分析、「開発協力大綱」を受けた評価対象の特性を踏まえた追加的な分析への着手など、質の高い評価を行うための不断の取組を行っている。また、2016年度には外部有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」を設置し、質の向上に向けた事業効果の発現プロセスの評価手法の整理や、第三者によるメタ評価にも着手した。これらの迅速かつ適切な改善取組については、事業評価外部有識者委員会でも高い評価を受けている。

加えて、汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）について、機構ウェブサイトで公表するとともに、機構内で検索可能なデータベースを構築し、横断分析の結果を蓄積するという包括的・組織的な仕組みを導入することで、過去の事業からの学びを開発事業・政策の改善に結びつけるための組織的な活用を進めた。また、開発課題別の指標整備については、中期目標期間中の目標として機構内で設定していた整備目標80%を1年前倒しで2015年度に達成した。

以上を踏まえ、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

<課題と対応>

引き続き事後評価を着実に実施して説明責任を果たすとともに、学習と改善の強化に向け事業評価の質の向上に引き続き取り組む。その際、国内外の大学、NGO、学会等との協働や知見共有、情報交換を通じて多面的な評価を推進するとともに、案件数増大に向け更なる業務の効率化を進める。

3-4. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

事後評価の実施及び透明性の向上については、外部評価を含む事後評価を着実に実施し、結果を速やかに公開した。また、定期的に事業評価外部有識者委員会を開催し、有識者からの助言を受け、評価の質の向上、フィードバックの強化等に着実に取り組むとともに、透明性を確保している。これらの取組の結果、2016年度には機構債が国際資本市場協会により国内市場で初めてソーシャルボンドとして認定される一つの要件を満たす結果にもつながっている。

事業評価を通じた学習・改善の促進については、事後評価の質の向上に向けた取組として、汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓の作成）及び機構内で検索可能なデータベースの構築や、

開発課題別の指標整備を行った。特に開発課題別の指標整備については、中期計画期間中すべての主要課題の指標整備を完了し中期計画期間中の目標として機構内で設定していた整備目標 80%を 1 年前倒しで 2015 年度に達成している。また国際会議等でも取組を発信した。さらに、外部評価総合レーティングが低い事業への対応や新規事業への教訓のフィードバック等を着実にを行い、事業へのフィードバックを強化した。

特筆すべき取組として、「無償資金協力開発課題別の標準指標例」が 2014 年度の行政改革推進会議で各府省による実質的、自発的な事業改善の取組の一つとして紹介され、具体的な数値目標・効果指標を設定して PDCA サイクルを強化した点が政府全体で共有すべき優良事例として選定された。また、2015 年度には、行政事業レビューでの指摘に迅速に対応し、事業評価外部有識者委員会での事後評価報告書の質・評価プロセスの確認や、多様な主体（NGO、大学等）の評価への参加促進を図る事後評価の開始など、具体的な取組を行った。加えて、「開発協力大綱」を受けた評価対象の特性を踏まえた追加的な分析への着手や、インパクト評価の継続的实施など、質の高い評価を行うための不断の取組を行っている。また、2016 年度には外部有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」を設置し、質の向上に向けた事業効果の発現プロセスの評価手法の整理等に着手した。これらの、迅速かつ適切な改善取組については、事業評価外部有識者委員会でも高い評価を受けている。

事業評価にかかる人材育成については、組織内外の関係者を対象にした研修を着実に実施し、また、対外発信では実施評価関係の学会での取組の発表や、他ドナーとの合同評価を実施する等、機構の取組を適切に外部に発信した他、開発途上国側の評価能力強化にも貢献した。

以上のとおり、外部評価を踏まえた事後評価を着実に実施し透明性の確保に取り組んだことで、行政改革推進会議での優良事例としての選定や、機構債の国内市場初のソーシャルボンド認定につながったこと、多様な主体の評価への参画など評価の質向上に継続して取り組んだこと等、目標期間中も過半の年度において A 評価相当の目標を達成する成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>

事業評価結果を踏まえた、案件形成の質の向上に向けた取組に加え、引き続き評価結果の対外発信を行うことを期待する。

<その他事項> （有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 20	安全対策の強化
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱, 開発協力大綱, 各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表 24/25/26/27/28-VI-1 (2012～2016) 経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127 (2012～2016)

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット(アウトカム)情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
関係者に対する安全対策指導の取組								
赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数(回)			57	54	84 (注)	85	84	
安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実績国数			33	33	27	30	28	
コントラクター等に対する安全対策の取組								
実施状況調査(有償・無償)及び安全管理セミナー回数			90	105	190	158	164	

(注) 2014 年度から新規実施の短期ボランティア講座, 職員研修(セルフディフェンス), バイク講座も計上。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (二) 安全対策の強化 機構は, 安全情報を収集し, 機構事業関係者に対し, 適切な安全対策を講じる。
中期計画 (一段落目は中期目標と同内容につき省略) 具体的には, ● 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ, 各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から, 派遣専門家, ボランティア, 職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ● 施設建設等を含む事業に関し, 開発途上国政府・事業実施機関, コンサルタント, コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。
主な評価指標 指標 20-1 関係者に対する安全対策の実績 指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

3-2. 業務実績

指標 20-1 関係者に対する安全対策の実績

治安に関する懸念が高まる中, 安全対策を強化した結果, 2009～2011 年度には毎年年間 500～600 件あった犯罪被害件数は 2013 年度 418 件, 2014 年度 396 件, 2015 年度 399 件, 2016 年度 315 件となった。

1. 本部における安全情報の収集・分析・共有と安全対策への反映

- ・ 海外安全情報を正確かつ迅速に入手するため, 24 時間態勢で各国外電情報を収集・分析し, 機構内関係者に共有した。これらを緊急対策時の参考とするとともに, 渡航措置等に適切に反映した(各年度)。
- ・ 開発途上国の主要リスクである「選挙」, 「テロ対策」, 「セルフディフェンス」に向けた安全対策に関する執務参考資料を新たに作成し周知活用した(2013 年度, 2015 年度)。

2. 関係者に対する安全対策強化のための取組

- ・ 24 時間緊急連絡態勢の適切な運用，準内部規程の追加，内部向け説明の充実（2012 年度）
- ・ 治安状況に応じた安全対策措置，海外拠点の安全対策の専門スタッフ配置，関係者への安全研修・指導，セミナー等での説明を行った。テロ巻き込まれ防止や，誘拐や銃撃，爆発等を想定した実践的訓練も開始した（各年度）。
- ・ 機動的な安全対策により，関係者の安全を確保するための方策を講じた（エジプト，アフガニスタン，南スーダン（2013 年度），ギニア，シエラレオネ，リベリア（2014 年度），ネパール，ブルンジ，チュニジア，ブルキナファソ，バングラデシュ，ベネズエラ（2015 年度），南スーダン，ベネズエラ，バングラデシュ，ガボン，コンゴ民主共和国（2016 年度））。

3. バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受けた安全対策の強化（2016 年度）

2016 年 7 月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を踏まえ，開発協力に関わる多種多様な関係者に対する安全対策を抜本的に強化するため，外務大臣の下に設置された「国際協力安全対策会議」の最終報告を踏まえた以下の安全対策強化策を実施した。

- ・ 脅威情報の収集・分析・共有の強化：機構関係者の派遣国・地域の治安動向等に係る安全情報を，他援助機関等との連携や，有識者の助言等も踏まえて常時収集し，リスクを分析の上，海外拠点等の関係者に共有して注意喚起するとともに，渡航措置や行動規制に随時反映した。またこれをより幅広い事業関係者や NGO と共有した。さらに，79 の海外拠点で緊急連絡訓練を実施した。
- ・ 行動規範の徹底：ブリーフィングやメーリングリスト，安全対策連絡協議会の開催等を通じ，より幅広い関係者も含めて行動規範の共有，周知徹底を行った。
- ・ ハード・ソフト両面での防護措置の強化：全事業サイトの安全評価をバングラデシュで実施し，2017 年度以降拡張していく予定。また，有事に備えた在外事務所の警備態勢・防護措置の強化に必要な準備を開始した。ソフト面に関し，機構関係者の長期赴任前の研修に加え，短期渡航者，資金協力事業関係者，NGO 等を対象とした新たな研修・訓練を拡充した。また，機構全職員に研修参加を義務付けるとともに，事業関係者及び職員向けに座学研修を実施した。さらに，海外拠点の関係者向けの安全対策研修開催に向け準備した。
- ・ 危機発生後の対応：緊急発生事態に備え，緊急事態シミュレーション訓練を実施し，緊急事態時の対応態勢及び対応マニュアルの改訂に着手した。また，国内退避支援サービスの対象を広げるとともに，事件・事故発生時の直接・間接被害者への支援に向け，メンタルケア研修を実施した。
- ・ 組織態勢強化：安全管理の専任担当理事，安全対策統括役，特命審議役を設置し，総務部安全管理室を安全管理部に昇格させ，人員を追加配置した。また，外務省との連携のもと国際協力事業安全対策会議を常設化して情報共有の枠組み整備などを進めた。

指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

- ・ コントラクター等の安全対策に関する取組徹底と取組に対する支援を強化した結果，本中期目標期間中は 2007 年 9 月のベトナム「クーロン（カントー）橋建設事業」の崩落事故に類する事故は発生していない。
- ・ 「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し，安全対策の取組状況の確認や，安全対策強化に向けた改善策や事故が発生した機構事業での対応策を検討し，執務参考マニュアルや対外説明資料作成，安全対策強化キャンペーン，関係者向けの研修実施等，安全対策の取組を強化した（各年度）。

- ・「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を策定し、研修等を通じて同方針を機構内外に周知徹底した。また、同方針を安全対策に関する各種取組に反映した（2014 年度～2016 年度）。
- ・事故原因、再発防止策、工事实施上の留意事項等の技術的助言を取りまとめて関係者へフィードバックするとともに（2012 年度開始）、建設工事事故の統計基準を明確化し、信頼性の高い分析が出来るように情報収集・整理体制を整備した（2016 年度）。
- ・「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」を策定し、説明会等を通じて機構内外に周知徹底した。また、技術協力、無償資金協力、有償資金協力での運用方針を策定した上でその適用を開始した（2014 年度）。
- ・実施状況調査及び安全管理セミナーを延べ 710 回実施し、各国での安全対策徹底を促進した（各年度）。
- ・原則として全ての海外拠点に工事安全対策担当者を配置し、現場での安全対策を徹底する態勢を整えた。また、同担当者への講習会と同担当者による現場パトロールを通じて相手国関係者の意識向上と現場における安全対策の徹底を図る安全対策強化キャンペーンを実施した（2015 年度～2016 年度）。
- ・円借款の本邦技術活用条件（STEP）案件に関する施工安全確認調査を延べ 10 件実施し、現場における安全対策の徹底と関係者の安全意識の向上を図った（各年度）。

3－3．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評価と根拠＞

評価：B

根拠：機構関係者に対する安全対策について、治安情報収集分析発信や渡航措置等への適切な反映、派遣前関係者の安全意識向上の促進に努めた。また、海外拠点の安全対策を強化し、治安が悪化した国等では迅速な緊急対応等を実施し、テロ被害防止に向けた対策を推進した。

特に、2016 年 7 月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受け、開発協力を携わる多種多様な関係者の安全を確保する万全の態勢を構築するため、脅威情報収集・分析の強化、行動規範の徹底、防護措置強化、研修・訓練の強化、危機発生後の対応態勢強化、組織態勢の強化等、安全対策の抜本的な強化を行った。

コントラクター等に対する安全対策の状況については、「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」の策定と同方針に基づく各種取組の積極的な実施、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」の策定・運用等を行った。

上記のとおり、2013 年度においては所期の目標を上回る目標を達成し、かつ 2016 年 7 月のダッカ襲撃テロ事件等を踏まえた機構の安全対策を抜本的に強化するための取組を理事長の主導のもと迅速に実施していることから、全体として中期目標における所期の目標を達成したと評価する。

＜課題と対応＞

引き続き、国際協力事業安全対策会議最終報告（2016 年 8 月 30 日）の提言を踏まえて安全対策を強化し、機構事業の関係者の安全確保に向けた万全の態勢を構築する。また、施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のため、各種の関係者による安全対策を支援する仕組みを強化する。

3－4．主務大臣による評価

評価：C

＜評価に至った理由＞

2016 年 7 月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受け、「国際協力事業安全対策会議」を立ち上げ国際協力事業関係者の安全対策を再検証し、新たな安全対策をとりまとめた「最終報告」を同年 8 月に公表した。

「最終報告」を踏まえ関係者に対する安全対策について、治安情報の収集、分析、発信や渡航可否を含む、機構事業関係者の渡航に係る安全対策措置への適切な反映等、関係者の安全意識の向上に努